

2019
保存版



川北町

KAWAKITA TOWN GUIDE BOOK

暮らしの便利帳

▼INDEX

川北町の概要  2

防災・救急  4

届出・証明  8

税金  11

保険・年金  13

福祉・健康  16

子育て・教育  24

生活・環境・住まい  30

農業・商工業  37

相談  38

議会・選挙  39

川北町役場

〒923-1295
川北町字壱ツ屋174番地
☎076-277-1111(代)



2020年 町制施行40周年に向けて

暮らしの便利帳とは？

この「川北町暮らしの便利帳」は、皆さんの生活に密着した「地域情報」、「行政情報」、「生活情報」を1冊のガイドブックにまとめたものです。毎日の暮らしの中でぜひお役立てください。

川北町 暮らしの便利帳 INDEX

▶ ライフサイクルINDEX …… 1		
 川北町の概要 …… 2		
 防災・救急 …… 4		
▶ 避難所・避難場所・緊急連絡先・避難情報 …… 4		
▶ 消防・救急・休日医療 …… 7		
 届出・証明 …… 8		
▶ 届出 …… 8		
▶ 印鑑登録 …… 9		
▶ マイナンバー制度 …… 9		
▶ 各種証明書発行 …… 10		
 税金 …… 11		
▶ 町税などについて …… 11		
▶ 納付 …… 11		
▶ 税の大切なお知らせ …… 12		
 保険・年金 …… 13		
▶ 国民健康保険(国保) …… 13		
▶ 後期高齢者医療制度 …… 14		
▶ 国民年金 …… 15		
 福祉・健康 …… 16		
▶ 介護保険制度 …… 16		
▶ 介護保険サービス …… 18		
▶ 高齢者福祉 …… 19		
▶ 障害者福祉 …… 20		
▶ 成人の健康づくり …… 21		
▶ その他の保健事業 …… 21		
 子育て・教育 …… 24		
▶ 子育て支援 …… 24		
▶ 各種子育て支援事業 …… 25		
▶ 子どもの予防接種 …… 27		
▶ 保育所 …… 27		
▶ 教育 …… 28		
▶ 社会体育施設・社会教育施設 …… 29		
 生活・環境・住まい …… 30		
▶ ごみ …… 30		
▶ 上水道 …… 32		
▶ 下水道 …… 33		
▶ 各種補助制度 …… 33		
▶ 町営住宅 …… 35		
▶ 町道 …… 35		
▶ 犬の登録・狂犬病予防接種 …… 36		
 農業・商工業 …… 37		
▶ 農地の権利移動・転用をするときは …… 37		
▶ 農地を農業振興地域から除外するときは …… 37		
▶ 鳥インフルエンザについて …… 37		
▶ 商工業・勤労者支援 …… 37		
▶ 川北町商工会 …… 37		
 相談 …… 38		
▶ 各種相談 …… 38		
 議会・選挙 …… 39		
▶ 議会 …… 39		
▶ 選挙について …… 39		
 川北町 TownMap …… 40		

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

役場各課、教育委員会へのお問い合わせ電話番号は
すべて ☎076-277-1111(代表) です。



ライフサイクル INDEX



戸籍の届出・各種登録は、**町役場**へ届け出てください

赤ちゃんが生まれたら

出生届 P8

生まれた日から
14日以内に届出



結婚したら

婚姻届 P8

届け出た日から効力



家族が亡くなったら

死亡届 P8

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出



引っ越ししてきたら

転入届 P8

引っ越ししてきた日から
14日以内に届出

町外へ引っ越ししていくとき

転出届 P8

引っ越し日の
約14日前から届出

町内で住まいが変わったら

転居届 P8

引っ越しした日から
14日以内に届出



必要な人



印鑑登録 P9

誕生

- 出生届…P8
- 国民健康保険…P13
- 母子健康手帳…P24
- 妊婦健康診査…P24
- 出産祝金…P25



育児

- 乳幼児医療費…P25
- 予防接種…P27
- 保育所…P27



教育

- 放課後児童クラブ…P26
- 小学校・中学校…P28
- 就学援助制度など…P29



生活

- 税金…P11
- 国民健康保険…P13
- 国民年金…P15
- 各種健診…P21
- ごみ…P30
- 上水道…P32
- 下水道…P33



結婚

- 婚姻届…P8
- 戸籍…P8
- 住民登録…P8
- 結婚新生活…P35



成人

- 国民健康保険…P13
- 国民年金…P15



老後

- 後期高齢者医療制度…P14
- 国民年金…P15
- 介護保険…P16
- 高齢者福祉…P19



緊急時

- 防災…P4
- 火災…P7





川北町の概要

川北町ってどんなまち？

川北町は、加賀平野のほぼ中央部に位置し、霊峰白山を源とする手取川の右岸に沿って、東西に細長く拓かれた町です。手取川のもたらす豊富な水と肥沃な土壌により、県内有数の穀倉地帯として発展してきましたが、近年は企業誘致にも積極的に取り組み、農・工・商のバランスのとれた町づくりを進めています。

明治40年8月に、中島村、草深村、砂川村の3つの村が合併し、川北村が誕生。昭和55年4月に町制を施行し「川北町」となり、現在に至っています。

公共料金の低廉化や他市町に先駆けて取り入れてきた手厚い福祉施策、子育て支援策など町独自の施策が呼び水となり、町の人口は、町制施行時の4,339人から現在は約6,300人と飛躍的に増加し、町は活気に満ち溢れています。



人口：6,261人



世帯数：1,949世帯



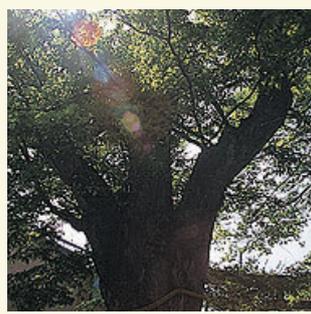
面積：14.64km²

(平成31年1月1日現在)

町の花
「カワラナデシコ」



町の木
「ケヤキ」



町の鳥
「ヒバリ」





観光



川北町ふれあい健康センター

1階が「川北温泉ふれあいの湯」、2階が「川北町立図書館」の複合施設。温泉は良質で湯量豊富。ひのき風呂、サウナなどがあり、入浴料が大人200円(平成31年3月現在)と低料金で利用できます。

川北まつり ~手取の火まつり~

全町民が参加できる祭りをつくろう。そんな思いから、「手取りの火まつり(川北まつり)」は、昭和61年からはじまりました。

夏の夜空を赤く焦がす、日本最大級の高さ46メートルの大かがり火をバックに、手取川の河川敷に設けられた特設ステージでは、豊作の祈りを込めた「虫送り太鼓」や先人の遺徳と御霊を慰める「送り火」、地域おこしの一環として生まれた「手取穴龍太鼓」などが次々と披露されます。飛び散る汗、集約するエネルギー。全町民の熱気が一丸となって、祭りは最高潮を迎え、北陸最大級の2万発の花火が夜空を彩ります。



わくわく手づくりファーム川北

レストランと地元の新鮮な農作物や川北町の特産品を販売している産直物産館があります。

地ビール

地元産の六条麦と白山の伏流水にこだわって開発され、味わいが大変良く、評判も上々。海外にも販路を拓けています。



加賀雁皮紙

天明3(1783)年から伝わる伝統の手漉き和紙。なめらかな光沢と防虫・耐久性が特徴。川北町の小中学校の卒業証書に使われ、帽子やバックなどの製品も開発。

特産品



いちじく

町を代表する特産品。ジャムやソースなどの加工品があり、その他、ご当地グルメ「かわきた味噌豚どん」やご当地スイーツ「いちじく太鼓」にも使われ、人気を集めています。

主な連絡場所や避難場所について確認しておきましょう

公共機関	電話番号	住所
川北町役場	(代)076-277-1111	川北町字壺ツ屋174番地
保健センター	076-277-8388	川北町字壺ツ屋196番地
白山野々市広域事務組合 消防本部川北分署	076-277-9119	川北町字壺ツ屋174番地
壺ツ屋駐在所	076-277-1744	川北町字壺ツ屋163番地2
木呂場駐在所	076-277-0061	川北町字田子島子18番地2
川北温泉クリニック	076-277-8855	川北町字壺ツ屋195番地
公立松任石川中央病院	076-275-2222	白山市倉光三丁目8番地

緊急連絡先		
火事・救急車	NTT・携帯電話 119	
警察への救急	NTT・携帯電話 110	

石川県防災気象情報

防災情報いしかわ

石川県河川総合情報システム

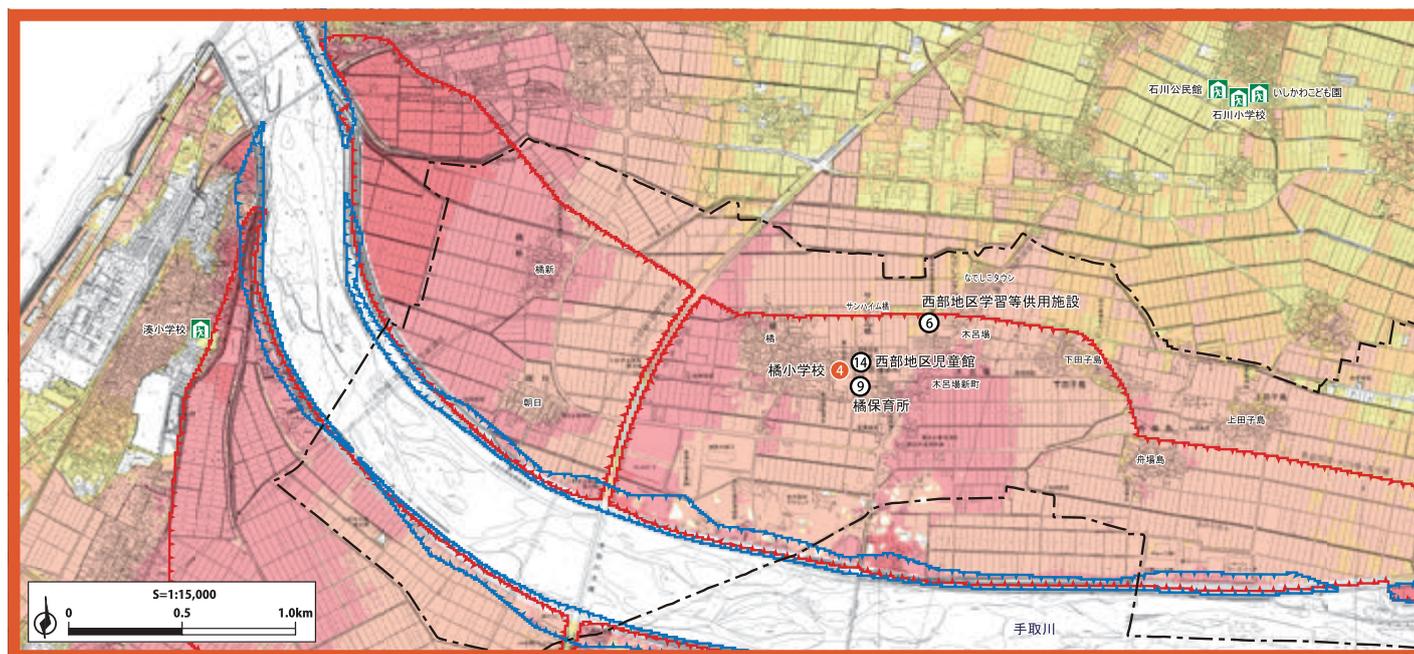
川北町HP

<http://www.micosfit.jp/ishikawa.pref/>

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/bousai-info-ishikawa/>

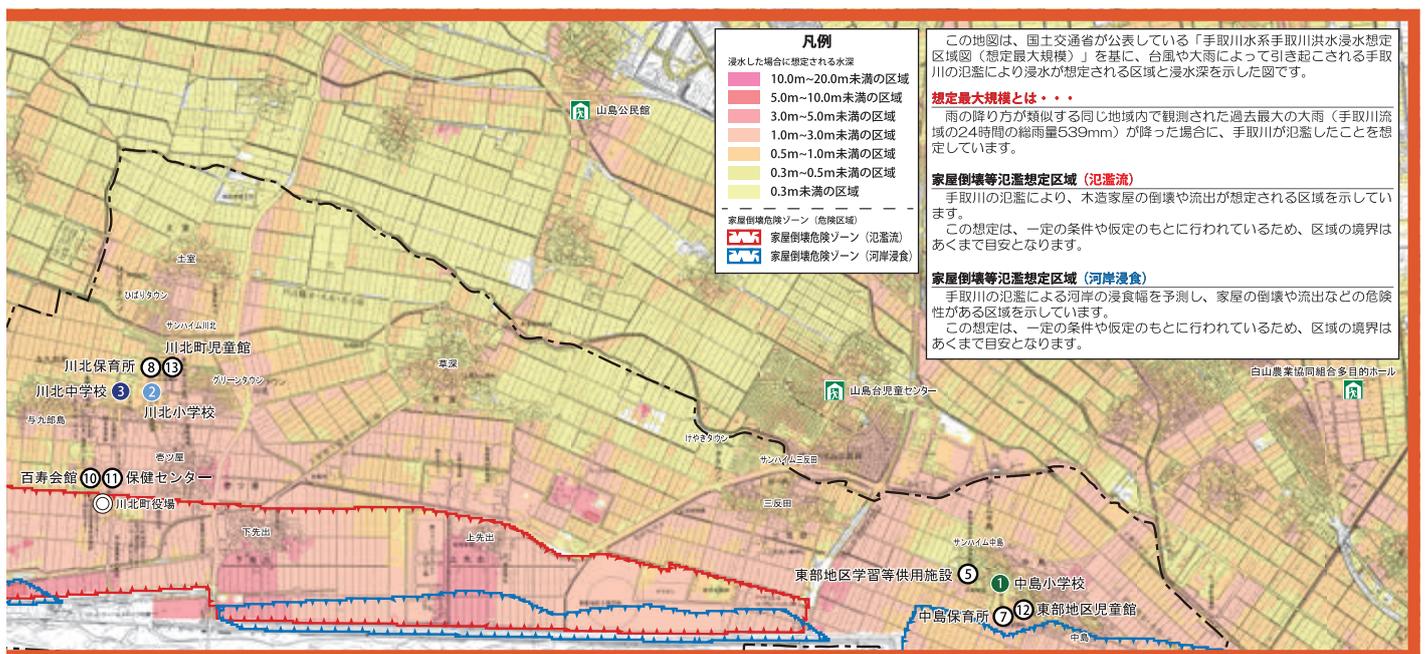
<http://kasen.pref.ishikawa.lg.jp/ishikawa/>

<http://www.town.kawakita.ishikawa.jp/>



避難所・避難場所一覧

指定避難所	施設名	住所	電話番号	指定避難所	福祉避難所
①	中島小学校	川北町字中島ワ17番地	076-277-5828	○	
②	川北小学校	川北町字壱ッ屋ヲ25番地1	076-277-0054	○	
③	川北中学校	川北町字壱ッ屋チ82番地	076-277-0354	○	
④	橘小学校	川北町字橘ソ68番地	076-277-0011	○	
⑤	東部地区学習等供用施設	川北町字中島ワ128番地2	076-277-5469	○	
⑥	西部地区学習等供用施設	川北町字橘口59番地1	076-277-1812	○	
⑦	中島保育所	川北町字中島へ2番地2	076-277-5047		○
⑧	川北保育所	川北町字土室丙129番地の1	076-277-1451		○
⑨	橘保育所	川北町字橘ソ58番地	076-277-0311		○
⑩	百寿会館	川北町字壱ッ屋174番地	076-277-1842		○
⑪	保健センター	川北町字壱ッ屋196番地	076-277-1111		○
⑫	川北町東部地区児童館	川北町字中島へ2番地1	076-277-5271	○	○
⑬	川北町児童館	川北町字土室丙129番地の1	076-277-1314	○	○
⑭	川北町西部地区児童館	川北町字橘平44番地	076-277-1222	○	○



町がお知らせする避難情報

町は、町民の皆さまに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報をお知らせします。

発令される避難情報について

お住まいの地域から発令される避難情報には、以下のものがあります。必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。
また、これらの情報が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合

避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

速やかに避難場所へ避難をしましょう。外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

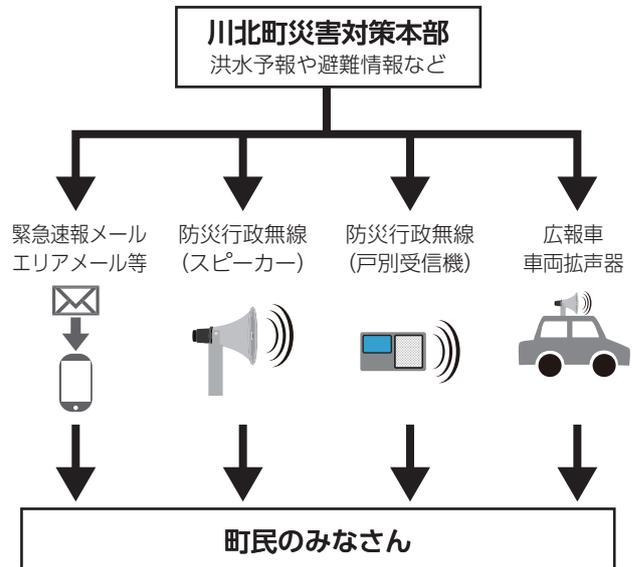
避難指示(緊急)

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

まだ避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。
外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

洪水予報や避難情報等の伝達手段

洪水予報や避難情報などはテレビやラジオなどの報道機関以外に下図のような方法で町民のみなさんに伝達されます。



自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

災害情報

災害時には、町より各種情報を提供します。また、みなさまからの情報もすみやかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人等が「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。

なお、利用にあたっての事前の契約等は不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- 非常食品3日分
- 水(目安3ℓ/日1人)
- 救急用品
- ラジオ・懐中電灯
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ
- オムツなどの生活用品
- 現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー

自主避難所について

自主避難所とは、災害対策基本法に基づき川北町地域防災計画に定める「指定避難所」とは異なり、台風が石川県に上陸・接近する恐れがある場合、又は長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害等の発生が懸念される場合、町民のみなさんの問い合わせ状況を考慮したうえ、事前の避難を希望される方を対象に、一時的に開設するものです。

通報はあわてず、正確に！！

火事
のとき

火事です！
(家・山)が
燃えています。

住所は、〇〇町
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号
室ということも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの
(建物、バス停など)を伝えてください。

火事や救急のときは119番



救急
のとき

交通事故
(急病)です！

場所(住所)は、〇〇町
〇丁目〇番〇号です。
目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。
・事故の場合:事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合:患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。
電話番号は、〇〇です。



防災・救急

夜間・休日の救急診療について

1 休日当番医

日曜・祝日・年末年始の休日当番医についての情報は石川県医療・薬局機能情報提供システム (<http://i-search.pref.ishikawa.jp>) を参照してください。

2 夜間小児救急電話相談

夜間、急な病気や事故で具合が悪いとき、家庭でどのように対処すればよいか、直ちにお医者さんに行く必要があるかについて、電話で小児科の医師などがアドバイスします。

◆電話相談受付時間…午後6時～翌朝8時(365日、毎日実施しています)

◆電話番号…#8000または076-238-0099

※電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんのであらかじめご了承ください。

※1回線のみに対応となりますので、簡潔にご相談ください。話し中の場合は恐れ入りますが、少し時間をおいておかけ直してください。

3 南加賀急病センター(小児科・内科)

一般の医療機関が診療時間外となる休日や夜間に、急に体の具合が悪くなったお子さんが安心して受診できる初期医療の施設です。

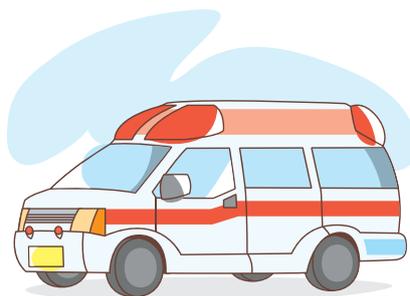
◆所在地…小松市向本折町ホ60(小松市民病院南館1階)

◆電話番号…0761-23-0099

◆FAX番号…0761-23-0014

◆診療時間…月～土:午後7時～午後10時30分/日・休日等:午前9時～午後0時、午後1時～午後10時30分

※「休日等」とは、祝日並びに1月2日、3日及び12月31日をいう。



届出

問 住民課

▶戸籍の届出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

- 出生証明書
- 届出人(父または母)の印鑑
- 母子健康手帳

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、本籍地、出生地



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 夫妻(旧姓)の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 夫・妻になる方

届出地 現在地(住所地)、本籍地

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、本籍地

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

- 死亡診断書または死体検案書
- 届出人の印鑑

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の現在地(住所地)、死亡者の本籍地、死亡地



▶住民登録の届出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

- 転入証明書
- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

転出届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



転居届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要)

届出地 町役場



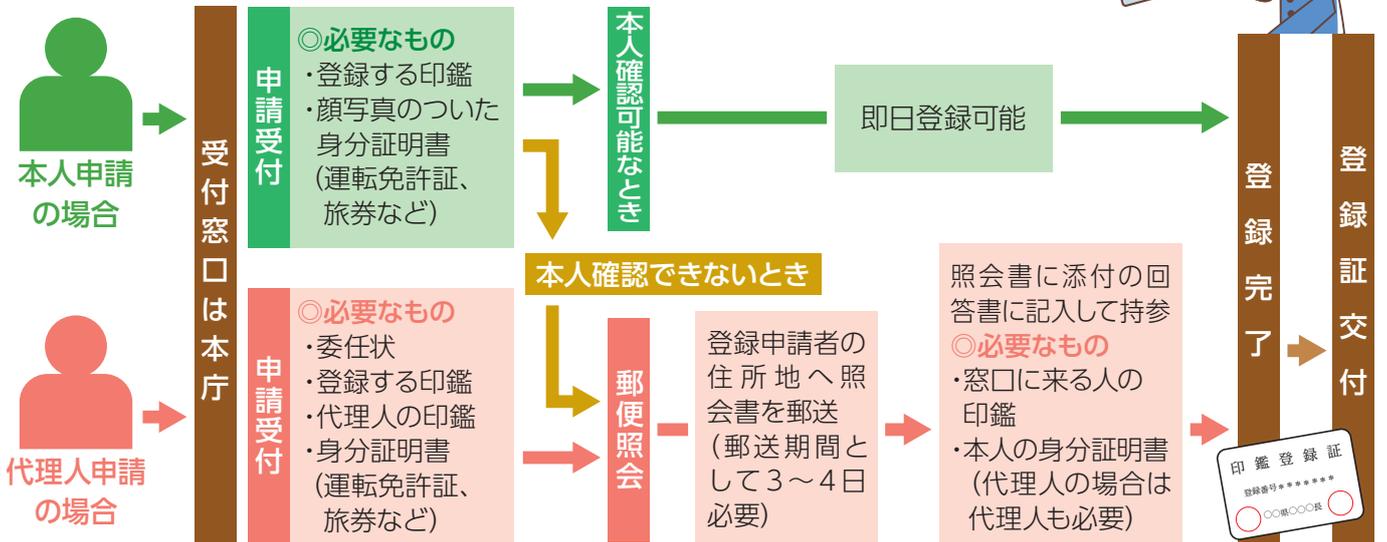
届出・証明

誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



▶ 印鑑登録の流れ



届出・証明

▶ 印鑑登録証明書の発行

印鑑登録時に発行される印鑑登録証を持参してください。代理で発行の場合でも登録証は必要です。登録証を持参されない場合は、証明書の発行はできません。

- 手数料・・・1通 200円
- 必要なもの・・・印鑑登録証・窓口に来た方の本人確認書類

マイナンバー制度

問 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178 または 住民課

国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、本人確認をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。

▶ 通知カード

氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたもので、住民登録されているすべての方に送られます。

※紛失しないようご注意ください。

顔写真が入っていませんので、本人確認時には別途顔写真が入った証明書が必要になります。



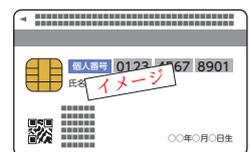
イメージ

▶ マイナンバーカード(個人番号カード)

顔写真が表示されます。「通知カード」でマイナンバーが通知された後に、町役場に申請すると交付されます。



イメージ(表)



イメージ(裏)

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カードをご持参ください。

- 転入・転居・国外転出などの異動
- 戸籍届出の氏名などの変更

役場1階住民課窓口でマイナンバーカード申請のための写真撮影サービス(無料)を実施しています
写真を撮影し、申請書の必要部分を記入するだけで、簡単に交付申請ができます。お気軽にご利用ください。

各種証明書発行

▶ 交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付)	分類2	分類3
証明書類の名称	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 旅券(パスポート) ● 国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ● 住基カード(写真付き) ● マイナンバーカード(個人番号カード)など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各健康保険被保険者証 ● 国民年金手帳 ● 年金証書 ● 住基カード(写真なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生証 ● 法人発行の身分証書 ● 分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
戸籍関係	上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認
住民票関係	分類1、分類2、分類3の中から1点。		

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

▶ 戸籍・住民票関係の発行

問 住民課

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 200円	● 本人の場合 ● 代理人の場合
住民票記載事項証明書	1通 200円	・本人確認書類 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	※窓口に来られる方の印鑑をご持参ください。
原戸籍謄・抄本	1通 750円	● 戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要
戸籍記載事項証明書	1通 350円	● 第三者請求…請求事由必要
戸籍の附票	1通 200円	・委任状が必要になります。 ・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。
身分証明書	1通 200円	● 本人の場合 ● 代理人の場合 ・本人確認書類 ・委任状 ・代理人の本人確認書類
改葬許可書	1件 200円	● 申請者の本人確認書類

■ 広域行政窓口サービス

戸籍証明書や住民票の写し、印鑑登録証明書などは、かほく市～加賀市までの市役所や役場などでも受け取ることができます。(平日午前9時～午後5時)

▶ 町税に関する証明の種類及び手数料一覧

問 税務課

種類	種類	手数料	必要なもの
住民税	所得・課税証明書		
	評価証明書	100円(1通)	● 印鑑 ● 窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
公課証明書			
固定資産税	資産証明書	100円(1通)	● 本人、同一世帯以外の方が来られる場合は委任状 ● 所有者が法人の場合は代表者の登録印または代表者からの委任状
	住宅用家屋証明書	100円(1通)	
	課税台帳(名寄帳)	100円+コピー1枚10円	
	価格通知書	無料(登記用)	
納税	納税証明書	100円(1通)	● 車検証
	軽自動車納税証明書	無料(車検用)	

▶ 証明発行窓口の時間延長

役場の開庁時間は祝祭日を除く平日(月～金曜日)の午前8時30分～午後5時15分ですが、住民課、税務課の各種証明書発行窓口については、毎週木曜日、午後7時まで時間延長しています。

実施日・時間 毎週木曜日 午後5時15分～午後7時

主な取扱い業務

- 住民課窓口…戸籍証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書の発行、印鑑登録の手続き、マイナンバーカードの交付
- 税務課窓口…納税証明書・所得課税証明書の発行



町税などについて

町では、町民の皆さんが豊かさを実感できるような、町づくりを実施しています。そのためには、たくさんの資金が必要となりますが、この資金は皆さんで出し合っていかなければなりません。税金や保険料などは、私たちが、社会の一員として暮らしていくために支払わなければならないものです。

町税のおもなもの

問 税務課

	納税義務者	備考
町県民税	<ul style="list-style-type: none"> ● 1月1日現在、町内に住所がある人で、前年中に所得があった人 ● 1月1日現在、町内に事務所・事業所または家屋敷を所有する人で、町内に住所がない人 	税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに町県民税申告書を提出してください。ただし、給与収入のみで年末調整が済んだ人や、公的年金のみの人、所得税の確定申告をした人は、申告の必要はありません。
固定資産税	1月1日現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有する人	固定資産課税台帳は課税決定後に縦覧期間(毎年4月1日から第1期納期限まで)があります。なお、事業用償却資産の所有者は1月31日までに申告してください。家屋を取壊した場合、すみやかに税務課へ届出してください。
軽自動車税	4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む。)を所有する人	二輪及び四輪以上の軽自動車を所有する人で、最初の新規検査から13年を経過した車両については、重課税率が適用されます。身体に障害がある人等が所有し、本人や家族が運転する車の税金は免除される場合があります。

※国民健康保険税については「保険・年金」(13ページ)をご覧ください。

納付

町税などの種類と納付月

納付月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	問合せ
税	固定資産税		1期・全		2期		3期		4期					税務課
	町・県民税			1期・全		2期		3期			4期			
	軽自動車税	全期												
	国民健康保険税		1期		2期		3期		4期		5期		6期	
その他	後期高齢者医療保険料	特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	住民課
		普通徴収	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	
	介護保険料	特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	福祉課
		普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
上下水道料			1期 (3~ 5月分)				2期 (6~ 8月分)			3期 (9~ 11月分)			4期 (12~ 2月分)	土木課 産業経済課

※税目ごとに問合せ先が異なりますので、ご注意ください。



税金

納税の方法

町から納付書を郵送します。
以下の方法により、納期限内に納付してください。

1 町役場にて納付

2 指定金融機関にて

- 窓口で納付
- 口座振替で納付

町税を納付できないときは…

災害や病気、失職などで納税が困難なときに、納税の猶予などを受けられる場合があります。詳しくは、税務課へお問い合わせください。
滞納したままですと、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もありますので、注意してください。

納税は **便利** **確実** **安心** な

「**口座振替**」がおすすめです！

【指定金融機関】

北國銀行・鶴来信用金庫・能美農業協同組合・ゆうちょ銀行

【申込方法】

役場窓口または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

必要なもの：納税通知書、通帳、取引印（通帳届出印）

【口座振替の開始】

口座振替依頼書をご提出いただいた翌月末以降の納期から振替となります。（振替日は納期の末日）

納税のご相談は 税務課

町税は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

税の大切なお知らせ

問 税務課

亡くなられた人に町税が課税されている場合、新たに納税義務者となられる人はすみやかに税務課に申し出てください。

なお、次のような手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください。

納税方法など

◎口座振替納付をされている人

亡くなられた人の口座から振替をされている場合は、口座が閉鎖されるため口座振替ができなくなります。今後も引き続き口座振替を希望される場合は、役場窓口や金融機関に備えてある依頼書をご提出ください。

■そのほかの手続きなど

◎今年中亡くなるまでに所得があった人

今年中に亡くなられた人に対しては、来年度分の町県民税は課税されません。

◎固定資産(土地・家屋)をお持ちの人

不動産の所在地を所管する法務局での、相続登記の手続きが必要になります。

◎固定資産(償却資産)をお持ちの人

毎年の償却資産の申告時に、相続した人の名前で申告してください。

◎軽自動車やバイク等をお持ちの人

各所管の窓口での軽自動車やバイク等の名義変更を速やかに行ってください。

◎国民健康保険に加入の人

国民健康保険税は死亡した月から資格喪失となり、税額変更通知書を送付しますのでご確認ください。

国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について(法人県民税、自動車税など)	小松県税事務所	☎0761-23-1713
県税について(不動産取得税など)	金沢県税事務所	☎076-263-8831
国税について(所得税、相続税、贈与税など)	小松税務署	☎0761-22-1171

国民健康保険(国保)

問 住民課

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

こんなときは届け出を

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、住民課へ14日以内に届け出をしてください。

こんなとき		必要なもの	マイナンバーカード(個人番号カード)、 又はマイナンバーのわかる書類と本人確認書類
国保に 加入するとき	ほかの都道府県から転入してきたとき	●印鑑 ●転入前の市町村の転出証明書	
	職場の健康保険をやめたとき	●印鑑 ●職場の健康保険をやめた証明書	
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	●印鑑 ●被扶養者でない理由の証明書	
	子どもが生まれたとき	●印鑑 ●保険証 ●母子健康手帳	
	生活保護を受けなくなったとき	●印鑑 ●保護廃止決定通知書	
	外国籍の人が加入するとき	●在留カード	
国保を やめるとき	ほかの都道府県に転出するとき	●印鑑 ●保険証	
	職場の健康保険に加入したとき	●印鑑 ●保険証	
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	●職場の健康保険の保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)	
	国保被保険者が亡くなったとき	●印鑑 ●保険証 ●死亡を証明するもの	
	生活保護を受け始めたとき	●印鑑 ●保険証 ●保護開始決定通知書	
	外国籍の人がやめるとき	●保険証 ●在留カード	
その他	同じ都道府県内で住所が変わったとき	●印鑑 ●保険証	
	世帯が分かれたり一緒になったりしたとき		
	世帯主や氏名が変わったとき	●印鑑 ●保険証 ●在学証明書	
	就学のため別に住所を定めるとき		
	保険証をなくしたとき (汚れて使えなくなったとき)		●印鑑 ●使えなくなった保険証など

国民健康保険税

保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の4つを計算して税額が決まります。

所得割	資産割	均等割	平等割
世帯の加入者の所得に応じて計算	世帯の加入者の固定資産税に応じて計算	世帯の加入者の人数に応じて計算	一世帯当たりで計算

⚠ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。

主な給付

項目	内容
出産育児一時金	国保に加入している人が出産したとき原則42万円を支給します。 ※産科医療補償制度に加入している医療機関などで出産した場合
葬祭費	国民健康保険に加入している人が死亡したとき、葬儀を行った人に対し、6万円を支給します。
高額療養費	同じ月内の医療費が限度額を超えた額を支給します。対象となる人には、お手紙でご案内します。入院する場合は、あらかじめ申請することによって「限度額適用認定証」が交付されます。この認定証を医療機関などに提示することで、窓口での支払が限度額までとなります。(「限度額適用認定証」は、交付できない場合があります)

項目	内容
高額介護合算療養費	1年間にかかった医療費と介護サービス費を合計し、限度額を超えた額を支給します。対象となる人には、お手紙でご案内します。高額医療・高額介護合算制度は、通常8月1日から翌年7月31日を1年として計算されます。(この間に被用者保険(社会保険など)から国保に変わった人には、お手紙によるご案内は送られません)
療養費	保険証を持たずに病院にかかったときや医師が必要と認めた補装具を作ったときなどに、保険負担分を支給します。

後期高齢者医療制度

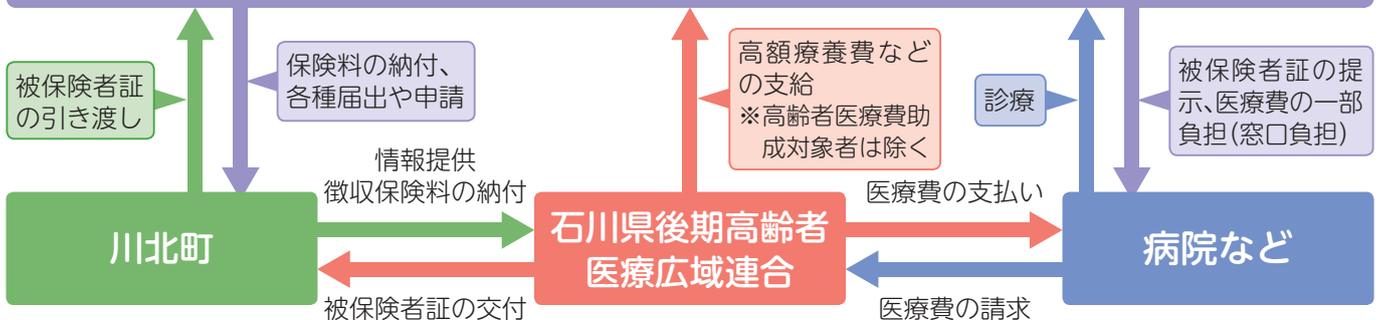
問 住民課

▶ 制度のしくみ

被保険者(石川県内に居住の方)



- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、石川県内のすべての市町が加入する「石川県後期高齢者医療広域連合」が行います。

▶ 被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします。
- 被保険者証は、1人につき1枚です。
- 毎年8月1日付けで更新します。(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示してください。

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい被保険者証を交付しますので、変更前の被保険者証を住民課窓口または広域連合に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、住民課窓口にお申し出ください。	毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

▶ 保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額 被保険者全員が均等に負担	+	所得割額 被保険者の所得に応じて負担	=	年間保険料 4月から翌年3月までを1年間
----------------------	---	-----------------------	---	-------------------------

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

▶ 保険料の納め方

年金が年額18万円以上の方の場合は、保険料は、年金からの天引き(特別徴収)となります。それ以外の場合は町から送られてくる納付書または口座振替により個別に川北町に納めます(普通徴収)。また、介護保険料とあわせて保険料額が、年金額の2分の1を超える場合は、年金からの天引きの対象にはなりません。

▶国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障害者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

■国民年金加入者



**第1号
被保険者**

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生



**第2号
被保険者**

厚生年金や共済組合
に加入している人

- 会社員
- 公務員



**第3号
被保険者**

第2号被保険者の
被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です！

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



■国民年金の給付と種類

基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障害者になった人が受けられる年金です。*受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けないこと死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。



保険・年金

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

▶こんなときは届け出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

		こんなとき	必要なもの	期間
住民課が受付窓口です	加入するとき	20歳になったとき (厚生年金の加入者は除く)	● 印鑑	
	加入しているとき	加入者の死亡	● 年金手帳 ● 印鑑	14日以内
		住所の変更(転入時)	● 年金手帳 ● 印鑑	
		厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき 会社など退職したとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 扶養抹消年月日がわかる書類など ● 年金手帳 ● 印鑑 ● 退職日のわかる書類	
		年金を受けようとするとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 通帳など	受給対象になったとき
	年金を受けているとき	引き続き年金を受けようとするとき (住民票コードが確認できている人は不要)	● 受給者現況届 ● 印鑑	誕生月または指定された日
年金を受けていた人が死亡したとき 住所・氏名の変更		● 国民年金証書 ● 印鑑 ● 通帳など ● 国民年金証書 ● 印鑑など	14日以内	

■保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。

介護保険制度

問 福祉課

▶みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、川北町が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号
被保険者
65歳
以上の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、川北町の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号
被保険者
40歳以上
65歳未満の人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、川北町の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に上乗せして納めます。

川北町(保険者)

介護保険制度の運営は、川北町が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービスを提供

要介護認定の申請・
保険料の納付

被保険者証の交付・
要介護認定

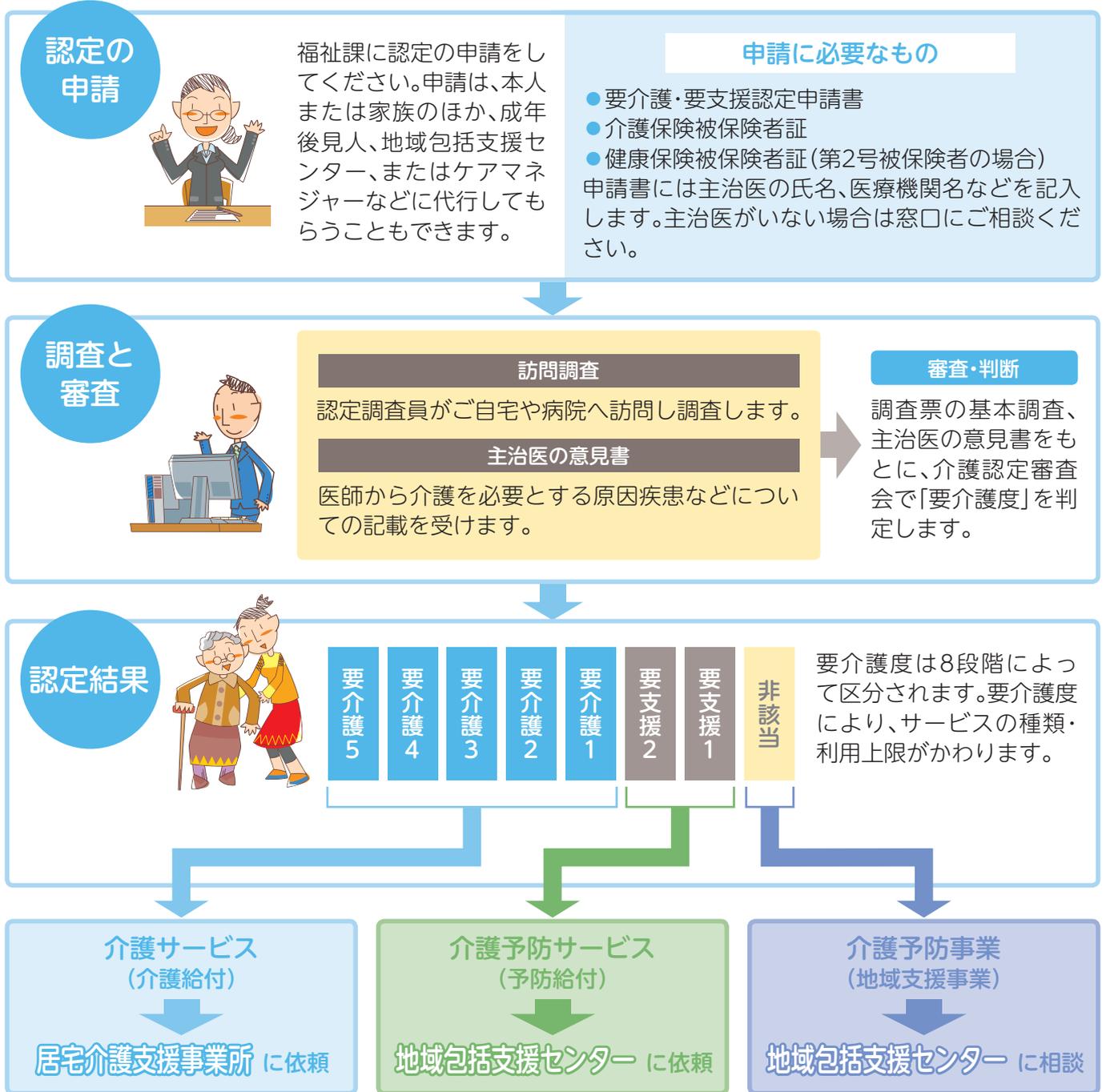
サービスの提供

利用料の支払い



要介護認定までの流れ

サービスを利用するためには、町(福祉課)に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



福祉・健康





介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービスがあります。

①～⑩は事前にケアマネジャーに相談、⑪～⑭は直接施設に相談となります。

▶ 自宅で受ける



① 訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

② 訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護職員と看護師が入浴の介助を行います。

③ 訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

▶ 施設に通う



⑤ 通所介護(デイサービス)

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。

⑥ 通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りでを行います。

▶ 短期の入所



⑦ 短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

▶ 介護環境を整える



⑧ 福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

⑨ 福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費(上限あり)が支給されます。

⑩ 住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用(上限あり)が支給されます。改修前に申請が必要です。

▶ 施設サービス



⑪ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な人が入所します。

⑫ 介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

⑬ 介護療養型医療施設

長期にわたる療養や介護が必要な人のための医療機関の病床で、医療・療養上の看護などが受けられます。

⑭ 介護医療院

長期にわたる療養や介護が必要な人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。



高齢者福祉

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域包括支援センターでは介護予防対策として高齢者の状態に応じた介護サービスなど、さまざまなサービスを提供しています。

▶地域包括支援センター

問 地域包括支援センター(福祉課内)

■総合相談

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

■介護予防地域支援事業

高齢者の筋力アップ、認知症予防のための「いきいき百歳体操」の普及を行います。

■介護予防支援

要支援者を対象に介護予防ケアプランを作成します。

■権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や金銭管理、成年後見人制度の紹介を行っています。

■包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

これからもこの街で
暮らしていきたい



▶百寿会館

問 百寿会館 ☎076-277-1842

百寿会館は1階が老人福祉センター、2階が中部地区学習等供用施設となっており、60歳以上の方なら、温泉利用など施設を使うことができます。また、2階は各種団体の活動などに利用できます。送迎バスも運行しています。

▶高齢者医療費助成事業

問 住民課

高齢者の方を対象に、医療費の助成を行っています。

◆対象者…下記①～③の全てに該当する方

- ①75歳以上であること
- ②石川県後期高齢者医療被保険者証を所持していること
- ③川北町に3年以上住所を有していること

※対象の方には交付申請書が送付され、申請書提出後に「川北町高齢者医療証」が交付されます。

◆内容…通院又は入院でかかった保険適用分の自己負担額を助成します。

※ただし入院時食事療養費にかかる標準負担額等、保険の対象にならない費用は対象外です。

◆申請に必要なもの

- ①川北町高齢者医療証または申請書
- ②診療より翌月以降の領収書の原本
- ③印鑑

※診療月翌月から2年以内に窓口にて申請してください。数ヶ月分まとめての申請も可能です。

▶運転免許証自主返納支援事業

問 総務課

高齢運転者による交通事故の防止及び、運転免許証を自主返納された方に対する公共交通の支援を目的としています。

◆対象者…川北町内に住所を有し、運転免許証を自主返納された方

◆支援内容

次のうちいずれかを1回に限り交付します。(いずれも一万円相当分)

- 北陸鉄道株式会社が発行するICaカード(アイカカード)
- 西日本旅客鉄道株式会社が発行するIC乗車券(ICOCA)
- 石川県タクシー協会が発行するタクシー共通乗車券

◆申請に必要なもの

- ①申請書
- ②公安委員会が発行する運転免許証の取消通知書の写し
- ③印鑑

※運転免許証を自主返納した日から6か月以内に申請してください。



障害者福祉

▶ 障害者手帳

問 福祉課

町へ申請し、県で判定され手帳が交付されます。手帳をお渡りするまでに1～2か月程かかります。

身体障害者手帳	身体の機能障害により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。
療育手帳	知的な障害があり、一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障害程度の区分はA、Bがあります。
精神障害者保健福祉手帳	精神障害の為に長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級～3級まで等級があります。

こんな時には届け出を！

- 住所、氏名、保護者が変わった
- 手帳を紛失、破損した
- 障害程度が変わった
- 本人が死亡した

▶ 障害福祉サービス

問 福祉課

障害者手帳をお持ちの人、またはこれに該当する診断を受けている人、難病患者等の方が地域で自立した生活を送ることができるように支援します。

障害福祉サービス (介護給付・訓練等給付)	訪問系サービス	在宅で訪問を受けたり、施設に通ったりして利用するサービスです。 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所など)
	日中活動系サービス	入所施設などで昼間の活動を支援するサービスです。 (療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援など)
	居宅系サービス	入所施設などで住まいの場を提供するサービスです。 (施設入所支援、グループホームなど)
障害児福祉サービス (障害児通所給付)	日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援するサービスです。 (児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスなど)	
地域生活支援事業	相談支援、移動支援、地域活動支援センター、成年後見制度利用支援、日中一時支援など	

▶ 補装具・日常生活用具

問 福祉課

障害がある人の身体的欠損や機能障害を補い、日常生活や就業活動を容易にするため、身体障害者手帳の交付を受けている人を対象とします。

※自己負担は原則1割負担ですが、所得に応じて負担上限額が決められます。

補装具費の支給	身体障害者手帳の交付を受けている人、難病患者等で補装具が必要な人に対して、補装具の購入費または修理費が支給されます。	※申請は、必ず購入前に行ってください。
日常生活用具の給付	在宅の障害者に対して、日常生活用具の給付を行います。	

▶ 医療費助成

問 福祉課・住民課

障害の原因となった病気、あるいはその他の医療費に伴う経済的負担の軽減をはかるため、医療の給付や自己負担分の助成などの制度があります。

心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1. 2. 3級及び療育手帳A、B判定の所持している方のうち、国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している方の保険適用分の医療費の一部を助成します。(但し、入院時食事代等を除く)
------------	---

◎自立支援医療費 ※自己負担は原則1割負担ですが、所得に応じて負担上限額が決められます。

更生医療	18歳以上の身体障害者手帳を所持している人で心臓、腎臓、肢体などの治療にかかる医療費を支給します。	※申請は、必ず手術開始前に行ってください。
育成医療	18歳未満の人で心臓、腎臓、肢体などの治療にかかる医療費を支給します。	
精神通院医療	精神疾患を有する人の通院医療費を支給します。	

※精神障害者医療費(通院費・入院費)に関しては、町独自の助成制度もありますので、お問い合わせください。

⇒詳しくは、「障害者福祉サービスガイドブック」がありますので福祉課までお問い合わせください



▶特定健診・各種がん検診等

健診項目	対象者	検査内容	集団健診	個別健診
基本健康診査	20歳～39歳	問診・身体計測・診察・血圧測定・尿検査・血液検査	○	
特定健康診査	40歳～74歳	心電図・眼底検査	○	○
後期高齢特定健診	75歳以上	問診・身体計測・診察・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図		○
肺がん・結核検診	40歳以上の方	胸部レントゲン撮影 喀痰細胞診(問診により該当する方)	○	
胃がん検診	50歳以上の方	胃部エックス線検査(バリウム)	○	
大腸がん検診	40歳以上の方	便潜血反応検査(自宅で2日分の便をとります)	○	
前立腺がん検診	50歳以上の男性	採血による検査(P S A検査)	○	
子宮がん検診	20歳以上の男性	視診・細胞診	○	○
乳がん検診	40歳以上の女性	乳房エックス線検査(マンモグラフィ)	○	○
肝炎ウイルス検査	40歳以上の方で、これまで検査を受けていない方	採血による検査(B型肝炎ウイルス検査) (C型肝炎ウイルス検査)	○	
骨粗鬆症検診	20歳以上の女性	超音波検査(機械に足を入れ検査)	○	
歯周疾患検診	35・40・45・50・55・60・65・70歳の方	問診・歯周組織検査		○

※年齢は、すべて年度末年齢です。

▶人間ドック

病気の早期発見と予防のため、人間ドック検査、脳ドック検査及びPET検査の検査費用の一部を助成します。(会社の補助制度がある方はそちらを優先してください。その後、費用の一部を助成します。)

【対象者】35歳以上の町民の方

【受診医療機関・検診コース】

医療機関	区分	コース
公立松任石川中央病院	人間ドック	日帰り
		一泊二日
	人間ドック・脳ドック	一泊二日
	PET	日帰り
	人間ドック・PET	一泊二日
芳珠記念病院	人間ドック	日帰り
		一泊二日
	人間ドック・脳ドック	一泊二日
	脳ドック	日帰り

その他の保健事業

▶住民のための保健事業

■事業内容

◎健康手帳の交付

各種健康診査や健康相談、医療機関受診等の記録ができる健康手帳を交付します。

◎健康教育

健康・栄養・運動など生活習慣病予防に関する教室などの事業を随時行っています。

◎健康相談

来所、電話で健診事後の心身の健康や栄養などに関する相談に応じています。

◎訪問指導

保健師、栄養士による家庭訪問を随時行っています。

◎食生活改善推進員活動事業

食生活改善推進員(ボランティア団体)による健康づくりのための栄養料理教室・男性向け料理教室などの実施。



■成人の予防接種

予防接種名	接種対象者	助成内容
インフルエンザ	65歳以上の人	自己負担:なし 対象の方へ町から受診券を送付
	19歳～64歳までの人	助成額:2,000円 接種後、領収書を添付し申請 ※勤務先の補助制度がある場合は、そちらを優先
高齢者肺炎球菌	65・70・75・80・85・90・95・100歳の人	自己負担:2,000円 対象の方へ町から受診券を送付
	66歳以上で上記に該当しない人 ※接種歴のある方、健康保険等が適用となる方は対象となりません。	助成額:2,000円を超えた額 接種後、領収書を添付し申請
風しん	①妊娠を希望する女性 ②①の配偶者、同居している人 ③抗体検査の結果、抗体が不十分と判断された人 ※接種歴のある方、罹患歴がある方は対象となりません。	助成額:5,000円 接種後、以下のものを添付し申請 ・領収書 ・母子手帳または抗体検査結果

■不妊治療費の助成

◎一般不妊治療(タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など)

対象者	助成内容
以下の全てに該当する人 ①戸籍上夫婦であること ②県内に1年以上住所を有すること ③治療日現在、川北町に住所を有すること ④夫婦の前年所得の合算で730万円未満	1年度上限5万円 (但し、自己負担額の2分の1以内) 助成期間は、連続する2年間 (但し、やむを得ない事情による治療期間を除く)

◎特定不妊治療(体外受精・顕微授精)

対象者	助成内容
以下の全てに該当する人 ①戸籍上夫婦であること ②県内に1年以上住所を有すること ③治療日現在、川北町に住所を有すること	年間限度額70万円(治療費の7割相当分) ※但し石川県の助成がある場合はその額を控除します。まず県に申請し、県からの助成が決定した上での申請になります。 助成期間は、妊娠が認められるまで

◎不育症治療費の助成

対象者	助成内容
以下の全てに該当する人 ①戸籍上夫婦であること ②県内に1年以上住所を有すること ③治療日現在、川北町に住所を有すること	医療機関で行われる医療保険適用外の不育症治療 年間限度額70万円(治療費の7割相当分) 助成期間は、妊娠が認められるまで

■介護保険利用者負担給与金制度

対象者	内容
<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護サービスを利用している方 ●訪問入浴介護サービスを利用している方 	訪問介護サービスを利用した際の本人の自己負担分を全額町が負担する。

■高齢者介護予防・生活支援事業

事業名	対象者	内容
ねたきり老人等介護者福祉手当	在宅でねたきり及び重度認知症の高齢者を3カ月以上常時介護している方	慰労金として月額:50,000円
ねたきり老人理髪サービス事業	3カ月以上にわたるねたきり及び重度認知症の在宅高齢者がいる家庭	年3回 理髪師(美容師)が自宅を訪問し、理髪のサービスを行います。



事業名	対象者	内容
ねたきり老人布団乾燥事業	3カ月以上にわたるねたきり及び重度認知症の在宅高齢者がいる家庭	年3回 掛布団・毛布・敷布団を丸洗いし殺菌消毒を行います。
配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯 ●65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯 	自分で食事の用意が困難な方、単身のため見守りが必要な方への栄養のバランスのとれた食事を提供します。
緊急通報体制整備事業	町内在住の一人暮らし高齢者	一人暮らしの高齢者の方に緊急時にボタンを押すと緊急連絡先に通報が入る緊急通報装置を設置します。
家族介護者交流事業	随時	在宅で介護している家族介護者同士が交流する機会をもうけ身体的・精神的負担の軽減を図り、在宅介護が継続できるよう支援をします。
老人日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護度認定1以下、または要介護認定を受けていない高齢者 ●一人暮らし高齢者 	ねたきり又は下肢の不自由な方に車椅子やベッドの貸与を行います。また、一人暮らしの高齢者に必要に応じて火災警報器等の給付を行います。(世帯の課税状況に応じて自己負担額が変わります)

▶高齢者への慶祝

項目	対象者	内容
敬老の日記念品贈呈	9月15日を基準日として85歳以上の町民の方	毎年、敬老の日を祝い85歳以上の高齢者を対象に記念品を贈呈します。
長寿祝い金の贈呈	町内に引き続き10年以上居住された、年齢が100歳に達した方	川北町にお住まいで、100歳の誕生日をむかえられた方に祝い金を贈呈します。

▶自立支援型住宅リフォーム助成事業

介護を要する高齢者及び身体障害者の居住する住宅のリフォームに要する費用に対し助成しています。
※必ず、工事着工前にご相談下さい。

◆対象者

- (1)介護保険制度で要介護又は要支援と認定された方、あるいは介護を要する高齢者のいる世帯
- (2)下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する身体障害者又は学齢児以上の身体障害児であって、障害程度等級3級以上の方がいる世帯(ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害2級以上の方のいる世帯)
- (3)生活保護法で規定する介護扶助の対象者のいる世帯
- (4)視覚に障害を有する学齢児以上の方で、障害程度等級2級以上の方のいる世帯

※但し、(1)～(4)とも、住民税課税世帯は除きます。

◆対象工事

既存の住宅を改造する場に限りです。

対象工事は、介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費支給制度において対象とする次の工事となります。

1. 手すりの取付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更
4. 引き戸等への扉の取替え
5. 洋式便器等への取替え
6. その他1から5までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

◆助成額

区分	対象経費助成率	助成限度額
生活保護法による被保護世帯	100%	100万円
住民税非課税世帯	90%	100万円

◎住民税額課税世帯は対象となりません。

◎助成額は上表で算定した額から介護保険等の住宅改修費支給額を引いたものになります。



子育て支援

▶妊娠したら

問 福祉課

◎母子健康手帳の交付

妊娠が分かり、医療機関で妊娠届出書等が発行されましたら、福祉課で母子健康手帳の交付を受けてください。母子健康手帳は、妊娠中そして出産後のお母さんと、お子さんの健康を記録する大切な手帳です。

◆**必要なもの**…妊娠届出書等、妊婦本人のマイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証等本人確認書類

◆**日時**…毎週火曜日 午後1時30分～3時
※上記以外の日時をご希望される方は福祉課までご連絡ください。

◎妊婦健康診査

母子健康手帳の交付時に「母子保健のしおり」を交付します。しおりの中に「妊婦一般健康診査受診券」がついており、県内医療機関において、14回までの健診を無料で受けることができます。妊婦健康診査はお母さんやおなかの赤ちゃんの健康を守るために大切な健診です。定期的に受診しましょう。

※出産予定日以降の妊婦健康診査や、里帰り等で県外で受診した妊婦健康診査について費用の一部を助成しています。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

◎妊婦歯科健康診査

「母子保健のしおり」の中に「妊婦歯科健康診査受診券」がついており、指定歯科医院において、妊娠中に1回健診を無料で受けることができます。妊娠中は歯周病やむし歯になりやすくなります。体調のよい時に、早めに受診しましょう。

◎妊婦訪問・相談

妊娠や出産、健診のデータ等に不安や気になる事がある方は保健師・栄養士が個別にサポートいたします。お気軽にお問い合わせください。

◎母親教室、両親学級

健やかな妊娠・出産、家族で楽しい育児ができるよう母親教室と両親学級を行っています。内容や日時は個別にお知らせを送付いたします。

▶赤ちゃんが生まれたら

問 福祉課

◎新生児・産婦訪問

産後の健康状態、お子さんの発育・発達、育児、栄養等に不安や気になる事がある方は保健師・栄養士が個別にサポートいたします。希望される方はお気軽にお問い合わせください。

◎こんにちは赤ちゃん訪問

生後3か月の乳児のいる全てのご家庭に保健師が伺い、育児に関する不安や心配事の相談に応じます。赤ちゃんの体重測定、乳児健診や予防接種の説明、子育て支援に関する紹介等も行います。対象の時期に保健師からご連絡いたします。

◎わくわく子育て教室

0歳児のお子さんとお母さんを対象に、講師を迎えてベビーマッサージをみんなで楽しく行う教室です。保護者同士が楽しく交流する場となっています。ぜひお越しください。

開催日は広報や定時放送でお知らせしています。

◎乳幼児健康診査等

川北町では次のような乳幼児健康診査、相談を実施しています。期間内に受けましょう。

健診・相談名	集団で実施※1	個別に受診※2
1か月児健診		●
産後ママの あんしんケア教室	●	
4か月児健診	●	
7か月児相談	●	
10か月児健診		●
12か月児健診	●	
1歳6か月児健診	●	
2歳児健診	●	
3歳児健診	●	

※1:集団で実施する健診や相談は、対象の方へ個別でお知らせを送付いたします。

年間日程は保健事業一覧をご覧ください。(毎年4月に送付いたします)

※2:個別に受ける健診は医療機関で受診します。「母子保健のしおり」の受診票を持って受診してください。



各種子育て支援事業

▶ 車両用乳幼児シート (チャイルドシート)購入費補助事業

問 総務課

自動車に乗車中の乳幼児を交通事故から守ることを目的とし、チャイルドシート購入者(養育する保護者)に対し、購入費の一部を補助します。

◆対象者…川北町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児を養育している者

◆補助金額…シート1台に対し、2万円を限度とする金額(購入費2万円以内の場合は、その購入費、2万円を超える場合は2万円とする。)

◆対象条件

- 町内に住所を有する就学前の乳幼児に対するシートであること
- 購入したシートが、国土交通大臣の認定及び全国交通安全協会の推薦基準を満たしたものであること

◆申請に必要なもの

- ①申請書
- ②乳幼児シート購入時の領収書
- ③乳幼児シートの取扱説明書
- ④印鑑
- ⑤振込口座がわかる通帳の写し

▶ ファミリーサポートセンター

問 NPO法人子ども館(グリーントウン地区内)

☎076-277-3632

子育てのお手伝いをしてほしい方(利用会員)と、育児経験等を活かしてお手伝いができる方(協力会員)が助け合いながら地域で子育てをするためのサポート事業です。

◆対象児童…小学校6年生までの乳幼児や児童

利用時間区分	1時間の料金
平日:7時~19時	700円
平日の上記以外の時間帯 土・日・祝祭日・年末年始・ お盆:8時~19時	800円
上記以外の時間帯	900円
自動車送迎使用料(町内)	300円
自動車送迎使用料(町外)	300円+1kmあたり30円

※多子で同時利用の場合、2子以降の利用料の全額助成あり

▶ 病児・病後児保育利用料助成

問 住民課

子どもが病気のと看や、回復が長引いたときなど、保護者が仕事やその他で看病ができないときに一時的に子どもを預かってくれるのが病児・病後児保育です。

保育所などに入所している第2子以降の児童が病児・病後児保育を利用した際その利用料を助成しています。

◆補助金額…1回2,000円(所得制限あり)

※他市町の病児・病後児保育を利用したとき、市内料金と市外料金で差がある場合、その差額も助成しています。

▶ 乳幼児等医療助成制度

問 住民課

0歳~18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児及び児童、生徒に対し、保険適用分の医療費の助成を行っています。(ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く)

◆助成内容…申請書を提出し承認されると、乳幼児等医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関は、この受給者証の提示で、窓口での支払いが無料になります。

▶ 出産祝金

問 住民課

お子さんが生まれた保護者へ町から祝金を支給します。

◆対象者…保護者、お子さんとともに町内に住所を有する者

◆支給額…第1子 5万円
第2子 10万円
第3子 20万円
第4子以降 30万円

▶ 未熟児養育医療給付

問 福祉課

原則として出生体重が2,000g以下で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。申請方法はお問い合わせください。

▶ 児童手当

問 住民課

◆支給対象…0歳~中学校卒業まで(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

- 手当を受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。
- 公務員の場合は勤務先で支給されます。

対象年齢	手当の金額
0歳~3歳未満の児童	一律 15,000円
3歳~ 小学校修了	第1子、第2子 ※10,000円
	第3子以降 15,000円
中学生	一律 10,000円

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

◆所得制限を超えた受給者…一律 5,000円(月額)



子育て・教育

ひとり親家庭の支援

問 住民課

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもや一定の障害のある父母が、子どもを育てている場合に支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります。

⚠️ 手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けるときなど手当が支給されない場合があります。

ひとり親家庭等及び寡婦医療給与金

児童(18歳到達の最初の3月31日まで)を扶養している母子・父子家庭の母・父及びその児童、または寡婦が傷病の為医療を受けた場合に医療費が助成されます。

- ひとり親…保険診療における自己負担分
- 寡婦(子が全員19歳に達した方)…当該月の自己負担分から3,000円を控除した額の1/2

ひとり親家庭等奨学金

ひとり親家庭または両親のいない児童・生徒に対し、奨学金を支給しています。
児童1人当たり 小学生 2,000円/中学生 3,000円/高校生 4,000円

児童館

問 住民課

遊びを通して、子どもたちの生活のルールや協調性・情操などを養う場です。お子さん、お孫さんと一緒に遊びに来てください。

- ◆対象者…幼児から高校生まで
- ◆開館時間…月・木 午後1時～6時/火・水・金・土 午前9時～午後6時
- ◆休館日…日曜日・祝日・年末年始等

児童館名	住所	電話番号
川北町東部地区児童館	川北町字中島へ2番地1	076-277-5271
川北町児童館	川北町字土室丙129番地の1	076-277-1314
川北町西部地区児童館	川北町字橋平44番地	076-277-1222

放課後児童クラブ

問 住民課

保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

- ◆対象者…小学校1年生から6年生
- ◆開所時間…①学校の授業日 下校時から午後6時
②土曜日、長期休業日及び振替休業日 午前8時から午後6時
③延長学童保育(保護者の就労等必要な場合) 午後6時から午後7時
- ◆保護者負担金…月額5,000円(延長 1回200円)
ひとり親家庭及び多子世帯(第2子以降・所得制限あり)に対する免除制度あり

クラブ名	住所	電話番号
川北町東部地区放課後児童クラブ	川北町字中島へ2番地1(東部地区児童館内)	076-277-5271
川北町放課後児童クラブ	川北町字土室丙129番地の1(川北町児童館内)	076-277-1314
川北町西部地区放課後児童クラブ	川北町字橋平44番地(西部地区児童館内)	076-277-1222

▶ 定期予防接種

お子さんの健康を守るため、次の予防接種を実施しています。必要な時期に予診票をお送りしますので、お子さんの体調をみて必ず受けましょう。

接種できる年齢(時期)内であれば無料で受けられます。

予防接種名	接種対象者	接種回数
B型肝炎	生後2か月～1歳未満	3回
ヒブ	生後2か月～5歳未満	4回
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	4回
四種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ)	生後3か月～7歳6か月	4回
二種混合(ジフテリア、破傷風)	小学6年生	1回
BCG	生後5か月～1歳未満	1回
麻しん風しん(MR)	1期 1歳～2歳	1回
	2期 年長児	1回
水痘	1歳～3歳未満	2回
日本脳炎	1期 3歳～7歳6か月未満	3回
	2期 9歳～13歳未満	1回
子宮頸がん	小学6年生～高校1年生女子	3回

▶ インフルエンザ予防接種費用助成

接種対象者	申請方法
1歳～高校3年生に相当する年齢の人	お支払いいただいた医療機関の領収書を申請書に添えてご提出ください。 助成額:接種費用全額(初診料等は対象外)

▶ 保育所の入所について

■ 対象者

川北町に住所を有する小学校就学前の乳幼児で、保護者および同居の親族などが家庭で保育できない場合

■ 保育料

下記の項目により決定します。

- ①入所月初日の世帯構成
- ②所得税または前年度の市町村民税の額

■ 入所申込

◎ 新年度(4月)からの入所

10月ごろにホームページや広報紙などでお知らせします。

◎ 年度の途中入所

各保育所または住民課までお問い合わせください。
※乳児(0歳児・1歳児)の受け入れにつきましては、要相談となります。

保育所名	住所	問い合わせ先	定員	特別保育事業
中島保育所	川北町字中島へ2番地2	076-277-5047	140	平日延長 土曜延長 一時保育
川北保育所	川北町字土室丙129番地の1	076-277-1451	210	平日延長 土曜延長 一時保育
橘保育所	川北町字橘ソ58番地	076-277-0311	150	平日延長 土曜延長 一時保育

■ 特別保育事業

	平日延長 土曜延長 延長保育	一時保育 一時保育
対象者	現に保育所に入所している児童のうち、保護者の勤務時間や通勤時間のため、通常の保育時間を超えて保育が必要な児童	町内に住所を有する生後6か月以上で保育所に入所していない児童 ※要事前予約
利用日・時間	〈保育所の開所日〉 【平日】 午前7時30分～午後7時 【土曜】 午前7時30分～午後7時	週に3回を限度として保護者が短期間就労や通院・入院など一時的に家庭で保育できない場合 【平日】 午前8時30分～午後4時30分
料金	午後6時～午後7時 1回200円 ※生活保護世帯の場合、いずれも無料	1回1,000円

子育て・教育

■ 川北町立小・中学校一覧

	学校名	住所	電話番号
小学校	中島小学校	川北町字中島ワ17番地	076-277-5828
	川北小学校	川北町字壺ツ屋ヲ25番地1	076-277-0054
	橘小学校	川北町字橘ソ68番地	076-277-0011
中学校	川北中学校	川北町字壺ツ屋チ82番地	076-277-0354

■ 入学するとき

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校と入学期日を記載した入学通知書を送付します。

▼次の場合はご連絡ください。

- 入学通知書が届かないとき
- 入学通知書を受け取った後に転居や転出するとき
- 国立、私立の学校に入学するとき
- 心身に障害のある場合や病弱により、入学先の変更または延期をしたいとき

■ 就学時健康診断

小学校へ入学する前年の9月～11月に健康診断等を行います。8月下旬までに保護者宛に通知します。

■ 転校手続き

転校・町内転居するときは、以下の手続きをしてください。

◎ 川北町から転出するとき

1. 現在通っている学校に電話連絡
転校の時期、引越し先、連絡先等をお知らせください。
転校に必要な手続きがあるので、転校の予定がある段階でお早めに連絡をお願いします。また、川北町教育委員会にもご連絡をお願いします。
2. 現在通っている学校での手続き
学校での転校の手続きをしてください。転校先の学校に提出する、在学証明書等の書類をお渡しします。一度学校に行っていただく必要があります。
3. 教育委員会、住民課での手続き
転出に関しての手続きを行ってください。

◎ 町内で転居するとき

現在通っている学校、教育委員会に転居することをご連絡ください。指定された学校で入学の手続きをしてください。

■ 指定校変更・区域外就学制度

児童・生徒が就学する川北町立小・中学校は、通学区域に基づき就学すべき学校を指定しています。

保護者・児童生徒の諸事情により町内の指定された学校以外の学校、町外の学校への就学を希望する場合には、学校教育課にお問合せください。ただし、許可を受けるには、一定の基準を満たす必要があります。

◎ 指定学校一覧

学校名	指定通学区域
中島小学校	川北町字藤蔵、字中島(中島、サンハイム中島)、字三反田、字土室(けやきタウン、サンハイム三反田)
川北小学校	川北町字土室(草深、下土室、グリーンタウン、サンハイム川北、ひばりタウン)、字壺ツ屋、字山田先出(上先出、下先出)、字与九郎島、字田子島(上田子島)
橘小学校	川北町字田子島(下田子島、木呂場、なでしこタウン)、字舟場島、字橘(木呂場、木呂場新町、橘、サンハイム橘)、字橘新、字朝日
川北中学校	川北町内全区域

※()の中は地区名です



児童用自転車ヘルメット購入費補助事業

自転車を安全に乗るために、児童用自転車ヘルメットの購入者(児童の保護者)に対し、購入費の一部を補助します。

- ◆対象者…川北町に住所を有し、川北町内の小学校に就学する児童の保護者。
- ◆補助金額…ヘルメットを使用する児童1人に対し1個を限度とし、1千円を限度とする金額。(購入費1千円以内の場合は、その購入費、1千円を超える場合は1千円とする。)ただし、児童の成長に応じて買い換える場合もその都度助成の対象とする。
- ◆対象条件
 - 町内に住所を有する児童に対する自転車用ヘルメットであること
 - 購入したヘルメットが、SGマークまたはJISマーク付きであること
- ◆申請に必要なもの

- ①申請書
- ②ヘルメット購入時の領収書
- ③ヘルメットの取扱説明書等(SGマークまたはJISマークが確認できるもの)
- ④印鑑

就学援助費制度

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

	対象	援助内容
要保護児童生徒就学援助	生活保護世帯	学用品費、修学旅行費など、小中学校で必要な費用の一部について、教育委員会が定めます。
準要保護児童生徒就学援助	児童扶養手当の受給者	
特別支援教育就学奨励	町内小中学校の特別支援学級に在籍の児童生徒の保護者	

社会体育施設・社会教育施設

施設名	住所	利用時間	電話番号
川北町総合体育館 勤労者体育館	川北町字土室101番1	午前9時～午後9時	076-277-1111
サンアリーナ川北	川北町字壱ツ屋93番地		
川北町武道館	川北町字壱ツ屋子85番地		
川北町第2町民体育館	川北町字土室丁3番地		
川北町簡易グラウンド	川北町字山田先出101番1地先	午前6時～午後9時	076-277-5469
川北町文化センター	川北町字壱ツ屋174番地	午前9時～午後9時	
東部地区学習等供用施設	川北町字中島ワ128番地2		
西部地区学習等供用施設	川北町字橘口59番地1		076-277-1812

- 利用には事前に申請が必要です。申請は教育委員会窓口までお願いします。
- 町民の利用は無料ですが、町外の方が参加、利用する場合は利用料がかかります。
利用料・空き状況等施設の利用に関することは、教育委員会までお問合せください。
- 年末年始・お盆等の休館あり

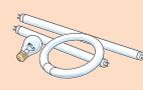
施設名	住所	利用時間	電話番号
川北町立図書館	川北町字壱ツ屋100番地 (川北町ふれあい健康センター2階)	午前10時～午後6時	076-277-8700

- 図書の貸し出しには登録が必要です。
- 火曜日定休(祝日の場合は水曜日) 年末年始の休館あり



ごみはルールを守って出しましょう。

▶ 町が収集するごみ

分類	収集日	ごみの種類	出し方の注意
燃えるごみ (可燃ごみ) 	毎週2回 半透明または透明の袋で 午前8時までに 出してください。	生ごみ/天ぷら油/紙くず/紙おむつ/CD・ビデオテープ/ブラシ類/ポリバケツ・洗面器/文具・玩具/雑草・落葉類/革製品/アルミ箔加工した製品/汚れの著しいもの/長靴等ゴム製品	<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみは十分水切りしてください。 ● 紙おむつは汚物を取り除いてください。 ● 雑草・落葉類は、土をはらい乾燥させて、袋に入れてください。(1回3袋程度まで) ● 金具類がついていたらなるべく取ってください。 ● ポリバケツ等ごみ袋へ入らない場合は粗大ごみ等集積所に出してください。
燃えないごみ (不燃ごみ) 	毎月1回 半透明または透明の袋で 午前8時までに 出してください。	化粧ビン/せともの/金物/ガラス片・混ぜたかけら/小型電気製品/水筒(金属製・魔法瓶)	<ul style="list-style-type: none"> ● 袋に入らないものは粗大ごみ等集積所に出してください。 ● 製品内の電池は抜いてください。 ● 照明器具は電球・蛍光管を外してください。 ● ガラス片など割れ物や刃物は紙に包んで出してください。
容器包装プラスチック 	毎月2回 半透明または透明の袋で 午前8時までに 出してください。	ボトル類/パック・トレー類/カップ類/袋類(レジ袋・ポリ袋)/その他	<ul style="list-style-type: none"> ●  マークが目印です。 ● 容器類はフタを取ってください。 ● 汚れを落として水切りしてください。 ● 次のものは燃えるごみに出してください。 * 家電製品等の緩衝材(発泡スチロール) * 汚れの落ちないもの(マヨネーズ、ケチャップ、歯磨き粉などのチューブ容器) * プラスチック製品(ポリバケツ、洗面器、ストロー、玩具など)
空き缶 	毎月1回 第2火曜日 午前8時までに地区で指定した集積所へ出してください。	アルミ缶/スチール缶/その他のスチール缶(海苔缶、ミルク缶、缶詰の缶など)	<ul style="list-style-type: none"> ●  マークが目印です。 ● 中身を空にして水洗いしてください。 ● 缶詰のふたも空き缶です。
空きびん 		集積所で透明(白)/茶色/その他の色に分けて出してください	<ul style="list-style-type: none"> ● 食べ物、飲み物、飲み薬のびんが対象。 ● 水洗いしてふたを外してください。 ● ビール瓶、一升瓶はできるだけ販売店へ。 ● びんのラベルはとらなくても結構です。
ペットボトル 		<ul style="list-style-type: none"> ●  マークが目印です。 ● ふたとラベルを外し水洗いしてください。(ふたとラベルは容器包装プラスチック) ● 工作したペットボトルは燃えるごみです。 	
紙類 		飲料用紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ● 牛乳パックなど飲料用の紙パックが対象です。 ● 水洗いして切り開いて出してください。 ● アルミ加工したものは燃えるごみです。
有害ごみ 		乾電池類/蛍光管/電球/水銀体温計/水銀温度計/水銀血圧計 * 電子式体温計・電子式温度計・電子式血圧計は燃えないごみへ	<ul style="list-style-type: none"> ● 蛍光管、電球は購入時の箱に入れるか、紙につつんでください。 ● リサイクルマークのついた充電式電池は販売店に出してください。 ● 割れてしまったものは半透明の袋に入れてください。
危険物 		スプレー缶/カセットボンベ/ライター	<ul style="list-style-type: none"> ● 中身を使い切ってから出してください。 ● ※使い切ったら穴を開ける必要はありません。

町が収集するごみ

資源ごみなど

生活・環境・住まい

分類		収集日	ごみの種類	出し方の注意
その他集団回収	資源ごみ 	年2~3回 (各小学校で実施しているリサイクル運動へ)	古新聞/古雑誌/チラシ、厚紙/ダンボール	<ul style="list-style-type: none"> 古新聞、古雑誌、チラシ・厚紙に分けて紐掛けまたは新聞社配布の紙袋で出してください。 ダンボールは、たたんで紐掛けしてください。 できるだけ「紙ひも」を使用してください。(ガムテープの使用は避けてください。)
	粗大ごみ 燃える 	開場日 毎週水曜日 土曜日 (一部変更あり)	家具/ふとん・カーペット類等/庭木の剪定枝木/ボランテア清掃ごみなど	<ul style="list-style-type: none"> 畳、網戸、障子、ふすまなどのリフォームで出るものは、工業者に依頼してください。 じゅうたんは、丸めて紐掛けして出してください。 マットレス等はスプリングの入ったものでも出せます。
	粗大ごみ 燃えない 	開場時間 午前9時 ~午後4時 ●役場住民課で投棄券をもらってください。(無料) ●町内から出る家庭ごみに限ります。	自転車・三輪車/電気ストーブ/石油ストーブ/スキー用具/扇風機/電子レンジ/ガスコンロ/掃除機など	<ul style="list-style-type: none"> 灯油は必ず抜き、乾電池も外してください。 家庭用電化製品はリサイクル費用のかからないものです。
古着・布類 		シーツ/Tシャツ、ワイシャツ/ズボン、セーター/制服、背広/雨合羽/ヤッケ/下着類	<ul style="list-style-type: none"> 着れるものならリサイクルできます。 洗濯して袋に入れて出してください。 汚れたもの、裁断くずは燃えるごみです。 座布団、まくらは燃える粗大ごみです。 	

分類		ごみの種類	出し方の注意
出せない・持ち込めないごみ	危険なごみ・ 処理できないごみ 	タイヤ/バッテリー/廃油/灯油・ガソリン・シンナー/ガスボンベ/ペンキ/農業用ビニール/農薬・火薬類/農業用機械/医療系廃棄物/消火器/耐火金庫(15kg以上)/ピアノ/浴槽/物置/建設資材/事業所の加工製造等で出たもの	<ul style="list-style-type: none"> リフォームで出るものは、工業者に依頼してください。 不明なことは役場住民課にご相談ください。
	再商品化 家電製品など 	ブラウン管テレビ/エアコン/冷蔵庫・冷凍庫/洗濯機/液晶・プラズマテレビ/衣類乾燥機 パソコン	<ul style="list-style-type: none"> 購入した販売店または買換えする販売店に料金(リサイクル、運搬)を支払って引き取ってもらってください。 量販店などにご相談ください。

川北町ごみ分別事典

<https://gb.hn-kouiki.jp/kawakita>



スマートフォンやパソコンなどで、ごみの分別方法や収集日を確認できます。また50音順で分別種類の確認もできます。ぜひご利用ください。

地区のごみ収集日(平成29年4月~)

地区名	可燃物(毎週)	不燃物	容器包装プラスチック	資源ごみ
藤蔵・中島・三反田・サンハイム三反田・草深・上先出・下先出・けやきタウン・サンハイム中島	月曜日・木曜日	第3金曜日	第2・4金曜日	毎月 第2火曜日
吉ツ屋・与九郎島・上田子島・舟場島・橘・橘新・朝日	火曜日・金曜日	第3水曜日	第2・4水曜日	
下土室・グリーンタウン・サンハイム川北・下田子島・木呂場・木呂場新町・サンハイム橘・なでしこタウン・ひばりタウン	水曜日・土曜日	第3木曜日	第2・4木曜日	

(注) 可燃物は祝日、祭日、お盆休み、年末年始などで収集日が一部変更になることがあります。地区別『ごみカレンダー』に基づき、いずれも午前8時までまでに決められた場所に出して下さい。

①決まったごみを

②決まった日に

③決まった場所に

ごみはきちんと分別して収集日の朝8時までに出してください。

- ごみステーションなどのまわりは、隣近所の迷惑にならないように、いつも清潔に利用しましょう。
- ごみカレンダーを確認して収集日に出してください。ごみカレンダーは年2回全戸配布するほか、役場1階住民課に置いてあります。

川北町粗大ごみ等集積所

- ◆場所…(株)山本組産業廃棄物処理施設の横(川北町田子島地内)
 - ◆開所日…毎週水曜日・土曜日〔一部土曜日を日曜日に変更。詳しくは毎年3月に全戸配布しているチラシの「開所日一覧表」をご覧ください。〕
 - ◆開所時間…午前9時～午後4時
 - ◆料金…無料(役場住民課で発行する投棄券が必要です)
 - ◆持ち込みできるもの
 - 燃える粗大ごみ(剪定枝を含む)、燃えない粗大ごみ
【家庭では、ごみ袋(おおむね45ℓ程度)に入らないものです】
 - 古着・布類(着れるものならリサイクルできます)
- ※31ページの「粗大ごみ等集積所に持ち込むごみ」をご覧ください。



※場所は40ページの「TownMap」でご確認ください。

持ち込む際の注意事項など

- 川北町内の家庭から出たごみに限ります。
- 最大積載量2t以下の車両でお越しください。
- 剪定枝木を出す時は、太さ10cm以下で、長さ1m以下に切って、束ねてください。小型のフレコン袋で出した場合は、更に長さ40cm程度(指先から肘までの長さ)に切ってください。なお、集積所で小型のフレコン袋の貸出しもしています。
- 資源ごみや危険ごみ(乾電池・蛍光灯・スプレー缶・カセットボンベなど)の収集ボックスも設置しています。
- 事業所、剪定業者の持ち込みはできません。
- 川北町役場住民課で投棄券をもらってください。

家庭用生ごみ処理機器購入費補助金

家庭ごみの減量化及び生活環境衛生の向上を図るため、電化製生ごみ処理機やコンポスト容器を購入した世帯に対して補助を行っています。

- ◆補助額…購入費の1/2(生ごみ処理機は1世帯あたり1台限度(5年経過後の更新費用も可)、コンポスト容器は1世帯あたり2基まで)上限3万円
- ◆必要なもの…申請書、領収書と保証書の写し、印鑑(認め印)

上水道

問 土木課

水道に関する届出について

次のようなときは、事前に届出が必要です。

- 家を新築するとき
- 使用者や所有者の名義が変わるとき
- 一定期間水道を使わないとき
- メーターを撤去するとき
- 使用の用途を変更するとき

宅内で漏水している場合

宅地内での漏水の確認方法

- ①すべての蛇口を閉める。
- ②水道メーターのパイロットを確認。
- ③水を使用していないのに回転している場合は漏水です。



メーター表示部

➡ すぐに川北町指定の水道業者へ修理を依頼してください。

修理費用については自己負担となります。また土木課にも連絡をお願いします。

水道メーター検針時のお願い

水道メーターは1ヶ月に1回検針を行います。

スムーズな検針のために

- メーターBOXの上に物を置かないで下さい。
- メーターBOXの中に泥や土が溜まらないようにして下さい。
- 犬はメーターBOXから離れた場所につないでおいて下さい。

きれいな水で、快適な暮らしを

下水道使用料は、皆さんの家庭の台所、風呂、トイレなどから流れる汚水をきれいな水にするための費用に充てられるもので、下水道（農業集落排水施設）を使用している人に負担していただいています。

▶下水道使用料

下水道使用料金は、一般家庭の料金は定額となっています。料金の支払いは3ヶ月ごとに請求します。

納付は、納入通知書または口座振替でお願いします。納入通知書を利用する場合は役場または、納入通知書の裏に記載してあります金融機関で納付をお願いします。口座振替を利用する場合は役場窓口または町内金融機関（ゆうちょ銀行含む）で手続きをしてください。お支払いは便利で確実な口座振替をご利用ください。

▶こんな場合は手続きを

次のような場合には印鑑を準備して、届出の手続きをしてください。

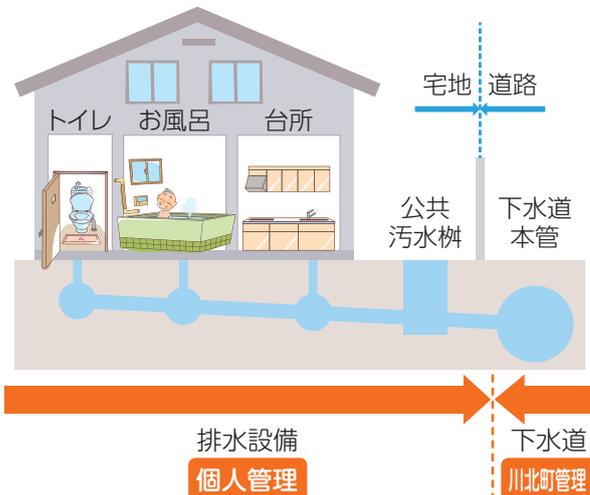
- 転居、転入、転出
(新たに利用される場合または使用される方がいなくなる場合)
- 使用者や所有者が変わるとき
(上水道の手続きをされた場合は必要ありません)

▶浄化槽

下水道未整備区域は、浄化槽を設置して生活雑排水を処理します。浄化槽は定期的な点検や検査などが必要です。

下水道の利用開始と中止

家庭からの汚水を下水道に流すために、宅地内に設置された柵や排水管を排水設備といいます。これら排水設備は個人の財産となりますので、個人で維持管理を行っていただくことになります。



下水道に流してはいけないもの…

下水道はみんなの施設です。管を詰まらせたり、処理場に悪影響を及ぼすものは流さないでください。

【例】台所の食品くず・残飯、天ぷら油、ガソリン、アルコール、薬品など



※食器洗いや洗濯などに使う洗剤は、必ず「無リン」のものを使ってください。また、水洗トイレでは溶ける紙(トイレットペーパー)を使ってください。

もしも下水道が詰まったら

(トイレ、台所、風呂場なども)
指定工事店にご連絡ください。



各種補助制度

▶住宅耐震改修工事補助金

問 土木課

地震による建築物の倒壊などの災害を未然に防止し、町民のみなさんの安全を確保するため、耐震改修等に係る費用を補助します。

◆対象となる建築物…昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

◆補助対象者…当該住宅を所有し、かつ居住している者

◆補助金額…①耐震診断:補助率3/4(上限額9万円)

②耐震改修:150万円を上限(改修費用が150万円未満の場合は、改修に要した費用以内の額)

※耐震診断を行い、「倒壊する可能性がある」と判定された住宅が対象となります。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金

問 土木課

環境への負荷の低減のため、及び地球温暖化防止対策の一環として、町内の住宅用太陽光発電システムの導入を促進するため、設置費の一部を補助します。

◆補助を受けることができる条件

- ①新品の発電設備であること
- ②システムの最大出力が10kW未満であること
- ③電力会社と電力需給契約を締結していること
- ④自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する人
- ⑤自ら居住するためにシステム付きの住宅を購入する人

※ただし、本人及び同一世帯の親族が町税等を滞納していないこと

◆補助金の額

1kW当たり50,000円(上限4kW 200,000円)

◆提出書類

- 補助金交付申請書
 - 収支予算書
 - システムの概要(カタログなど)
 - 設置場所の位置図
 - システム設置に係る経費の内訳(見積書など)
- ※必ず工事着工前に申請してください。

空き家バンク制度

問 土木課

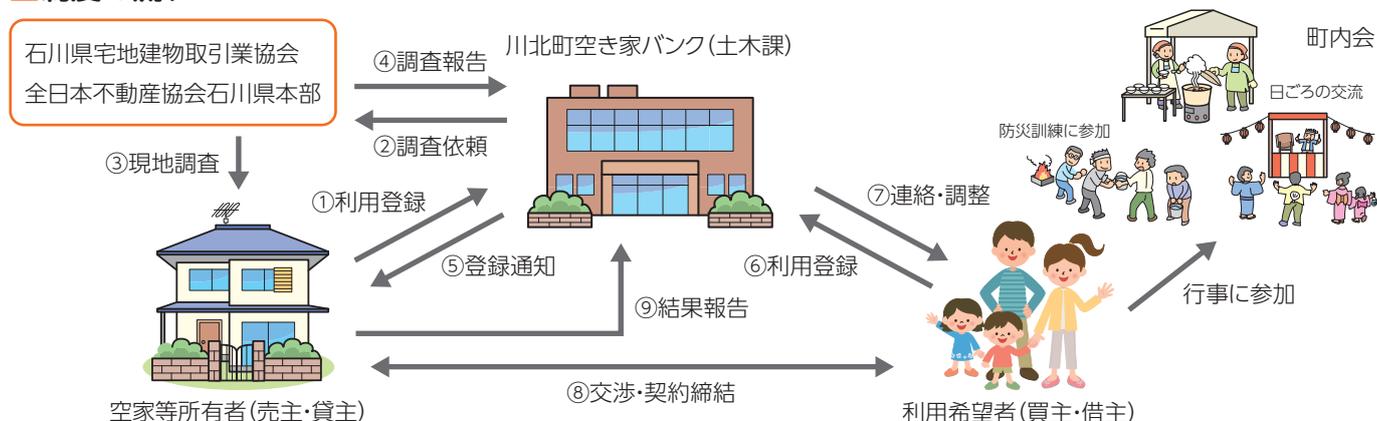
近年増え続けている空き家の有効活用と定住・移住を促進するため、「川北町空き家バンク実施制度」を設けて、町内の空き家情報を提供しています。

この制度は、空き家を貸したいまたは売りたいと考えている所有者の方に登録していただき、空き家を借りたいまたは買いたいという利用希望者に、情報を提供する制度です。

◆注意事項

- 空き家の賃貸借及び売買に関する交渉、契約は、空き家等所有者と利用希望者で直接行ってください。
- 川北町は空き家の取引等に関する仲介は行いません。
- 登録を希望する物件については、立入調査を行いますのでご協力をお願いします。
- 空き家バンクへの登録費用はかかりません。
- 空き家バンクを利用し交渉を行った場合は、結果を役場土木課までご報告願います。

■制度の流れ



住宅リフォーム助成事業補助金

問 土木課

町民の方々の生活環境の向上と住宅関連産業の安定のため、既存の住宅のリフォーム工事を行う場合に経費の一部を助成します。

※必ず工事着工前に工事内容のわかる図面・見積書・写真等を持参の上、お問い合わせください。(工事着工後は補助対象になりません。)

◆補助金の額

- 対象工事費用の10%(上限20万円)

◆対象住宅

- 戸建て住宅・店舗併用住宅のうち居住部分
- 過去に住宅リフォーム助成を受けていない住宅

◆補助対象工事

- 屋根及び外壁の工事
- 床・内壁・天井・柱などの改修工事
- 浴室・台所・お風呂・トイレなどの水廻り改修工事
- 建具・畳・窓ガラス・サッシなどの工事

※リフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設の配管、配線工事も含みます。

◆補助対象外工事

- 家電製品・厨房製品等(システムキッチン・IHクッキングヒーター・換気扇等)
- 衛生製品等(ユニットバス・洗面化粧台・トイレ器具等)
- その他(エコキュート設備・シャッター・暖房器具等)

■新築住宅取得奨励金

問 土木課

戸建て住宅を新築又は購入し、川北町に定住する方に一律50万円の奨励金を交付します。

住宅の建て替えも対象になります。

◆奨励金の交付対象者

- (1) 交付対象となる住宅の所有者
- (2) 住宅の所在地に住民登録をすること
- (3) 税及び使用料の滞納がないこと
- (4) 所有者が奨励金の交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間以上継続して、交付対象住宅に居住すること

◆奨励金の申請期限

住宅が完成して(検査済証の交付)から6ヶ月以内

◆提出書類

- 奨励金交付申請書
- 検査済証の写し
- 住宅位置図及び平面図
- 竣工写真
- 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し
- 登記全部事項証明書(建物)の写し
- 誓約書兼同意書
- 世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員の納税証明書の写し

■生垣設置奨励補助金

問 産業経済課

町では豊かな地域づくりを応援するため、「生垣設置奨励補助金」の制度があります。これから宅地内に生垣設置を予定している方は、ぜひこの補助制度をご利用ください。

◆補助金額

- 新たに生垣を設置する場合
1mにつき5,000円以内
- 既存の塀などを取り壊して設置する場合
1mにつき8,000円以内
(ただし公共の道路に2m以上面している生垣のみ。補助対象延長は30m以内)

◆対象

1m以上の高木で成木に達したとき5m程度になる樹木(ぜんそく・かぶれ・毒性・農作物の病気の媒体となる樹木は除く)。

樹木の本数は、1mにつき2本以上。石積み等の上に植樹する場合は、石積み等の高さ1m未満。

◆必要なもの…申請書、位置図、平面図、着手前の写真

■結婚新生活支援事業費補助金

問 住民課

夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下、かつ世帯所得が340万円未満の新規に婚姻した世帯に対して、婚姻に伴う賃貸住宅の家賃や住宅取得費用、婚姻に伴う引越費用を1世帯あたり30万円上限に補助します。(2019年度新規事業)

町営住宅

問 土木課

◆町営住宅の所在地

住宅名	住所
サンハイム中島	川北町字中島ハ50番地1
サンハイム三反田	川北町字土室い84番地1
サンハイム川北	川北町字土室丙101番地1
サンハイム橋	川北町字橋平12番地2

■入居者の申込資格

1. 住宅に困っていることが明らかな方
持ち家(共有名義を含む)がある場合は申込みできません。
現在、別の公的な住宅に居住の場合や、自己の責任で住宅の立ち退きを求められている方は申込みできません。
2. 現に同居し、または同居しようとする親族がある方
(婚姻の届け出はしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者または婚姻の予約者も含みます)
※単身者の方でも入居できる場合があります。
3. 入居しようとする世帯員の収入合計が、法令で定められた基準内にあること(高齢者、障害者、子育て世帯などは、基準額の緩和措置がある住宅もあります)
4. 入居しようとする世帯員すべてが、暴力団員でないこと
5. 町税、公共料金等、納期到来分を完納していること

町道

問 土木課

▶町道に穴があいていたたら

土木課では、道路交通の安全を確保するため、定期的にパトロールをおこなっていますが、もし、皆さんが町道に穴など道路交通の障害になるものを見つけた場合は、土木課までご連絡ください。皆さんのご協力をお願いします。

▶町道の境界確認

町道との境界確認は、町道と私有地との境界を明確にして双方の土地の有効利用のために行われます。土地を登記事務などで測量する場合は、境界確認が必要となります。

▶町道の占用許可

町道に工作物設置や道路を占用する場合、占用許可申請を提出してください。また、町道の形状を変更する場合も町の許可が必要となります。



冬期間、職員が町内パトロールを行い、積雪等の状況により除雪車の出動を判断しております。なお、全路線の除雪作業は民間に委託しております。ご協力ください。

① 違法駐車について

除雪の妨げになりますので、路上には絶対に駐車をしないうちに地区単位で周知徹底を行ってください。路上に駐車してある路線は除雪を行うことができません。

② 自宅等の出入り口の除雪について

除雪車による除雪作業によって、家や車庫の出入り口がふさがることがありますが、除雪車は広い地域を短時間で一斉に除雪しなければならず、玄関先までは手が回りません。玄関先の雪は各家庭で取り除くよう、ご協力をお願いします。

③ 車道への雪投げについて

車道への雪投げは、凍結した場合、重大な事故につながる危険があるため、絶対にやめてください。

④ 空き地の利用について

連続して除雪を行うと、雪を置くスペースがなくなり、十分な除雪ができなくなります。空き地がありましたら雪置き場としての利用に協力してください。

⑤ 防火水利・ゴミステーションの除雪について

地区内にある防火水槽やゴミステーション周辺の除雪は住民の協力にてお願いします。

犬の登録・狂犬病予防接種

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届け出、登録事項変更の届け出は必ず行ってください。鑑札、注射済票は必ず犬の首輪につけてください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
<p>登録は犬の生涯に一度です</p> <p>生後90日を経過した日から</p> 	<p>犬が生後91日以上になったら</p> <p>年に1回</p> <p>予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。</p> 	
手続きができる場所		
<p>1 川北町役場</p> <p>2 狂犬病予防注射集団接種(毎年4月に実施)会場またはお近くの動物病院もしくは獣医師様</p>	<p>1 狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。</p>	川北町役場
<p>登録を申請</p> <p>鑑札の交付</p>	<p>狂犬病予防注射</p> <p>狂犬病予防注射済票交付の手続き</p>	<p>死亡届出書を提出</p>
<p>登録手数料 3,000円</p>	<p>交付手数料 550円(別途注射代)</p>	<p>必要なもの 鑑札・注射済票</p>
<p>飼い主が変わった・引っ越した</p> <p>登録事項の変更届出書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 川北町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ● 犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。 		

農地の権利移動・転用をするときは

問 農業委員会事務局(産業経済課内)

- ①耕作目的で農地の売買(所有権移転)をするとき、または賃借権・使用貸借権その他の権利を設定するときは、定められた手続きにより、農地法第3条の許可を受けなければなりません。
- ②農地を農地以外の目的に転用するときは、定められた手続きにより、農地法第4条、第5条の許可を受けなければなりません。
- ③相続等により農地の権利を取得したときは、農業委員会へ届け出なければなりません。

農地を農業振興地域から除外するときは

問 産業経済課

農地に農機具格納庫や住宅などを建てる場合には、農地転用の前に農業振興地域の農用地区域から除外する必要があるため、事前に確認と相談をお願いします。
※必ず除外できるとは限りません

鳥インフルエンザについて

渡り鳥の死骸が確認された場合、産業経済課に連絡されるか南加賀農林総合事務所(☎0761-23-1707)へご連絡いただきますようお願いいたします。

商工業・勤労者支援

問 産業経済課

融資制度名	対象者・限度額
商工業振興資金利子補給	町内に事業所を有する中小企業 限度額:50万円
制度名	対象者・限度額
中小企業設備投資促進助成金	町内事業所に当該貸与に係る設備を設置した者 限度額:60万円
販路開拓支援事業費奨励金	町内の中小企業団体等、町内に本社事務所又は工場等を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者 限度額:国外30万円、県外20万円、県内10万円
創業・起業地域活性化事業費補助金	町内に事業所等を新築、取得又は借受する個人 限度額:町内での起業25万円、町外からの移住及び町内での起業50万円

川北町商工会

川北町字吉ツ屋93番地(サンアリーナ川北内)
☎076-277-2133 FAX076-277-2733

▶商工会とは

商工会は多くの事業者の方々とともに歩む地域のビジネスパートナー。相談は原則無料、秘密は厳守です。一度、ざっくばらんにお話ししてみませんか？

①創業・起業・経営上の困りごとがある

- ・経営指導員が相談をお受けし、必要に応じて専門家を派遣します。
- ・様々なテーマの講習会や講座を開催しています。
- ・経営が厳しい事業所には中小企業診断士等の、商工調停士が相談に応じます。

②事業資金を借りたい

- ・低利な融資制度の紹介、日本政策金融公庫や地元金融機関への橋渡し、融資書類の作成をお手伝いします。

③助成金の情報を知りたい

- ・国や県、市町の助成金制度についてご案内するとともに、申請書類の作成をお手伝いします。

④税務申告や記帳の手伝いをしてほしい

- ・委嘱税理士による相談窓口を開設
- ・記帳指導担当者が記帳のつけ方をアドバイスします。
- ・記帳機械化システムによる経理事務をお手伝いします。

⑤従業員を雇用したので、労働保険に加入したい

- ・労働保険に関する届出・保険料の申告・納付事務を代行します。

このほか地域の活性化・賑わい創出、産業振興等のための様々な活動も行っています。また、費用をご負担いただくサービス、会員限定のサービスもありますので、詳しくはお問い合わせください。

各種相談

相談の種別	内容	相談日	窓口
法律相談	本町顧問弁護士が対応し、年12回開催します。予約受付は、窓口でも電話でも行えます。予約になるので相談日前日までに申し込んでください。(土・日・祝日は除く)		
行政相談	行政相談員が、国に対する要望などを随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政に対する要望なども受け付けています。	月1回	総務課
人権相談	人権の侵害や差別で困ったとき、人権擁護委員などが随時相談に応じます。		
税務相談	納期限内に納められないなど、納税に関する相談を受け付けます。		税務課
高齢者総合相談	高齢者が、生活していくうえで困ったことなどがあつたときの相談に応じます。	随時	
心配ごと相談	毎週火曜日に町民生児童委員が生活上の相談に応じます。	週1回	
消費生活相談	消費者トラブルに関する相談を受け付けます。	随時	
発達相談	発達障害や発達の遅れ・偏り、行動やコミュニケーションなどで気になることや心配なこと、悩んでいることなどがありましたら、ご相談ください。 専門員による相談は、予約が必要となりますので、まずはお電話ください。 【専門員による相談】月1回 2組(要予約)	月1回	福祉課
家庭児童相談 児童虐待相談 DV相談	子育てに悩んでいる方、DV(ドメスティックバイオレンス)で苦しんでいる方はもちろんのこと、子どもの様子が著しく変だなと気づいた方、虐待では?と疑ったときや発見したとき、また、友人や身近に子育てやDVで悩んでいる人がいる方の相談に応じています。 相談内容により関係機関と連携して対応します。	随時	

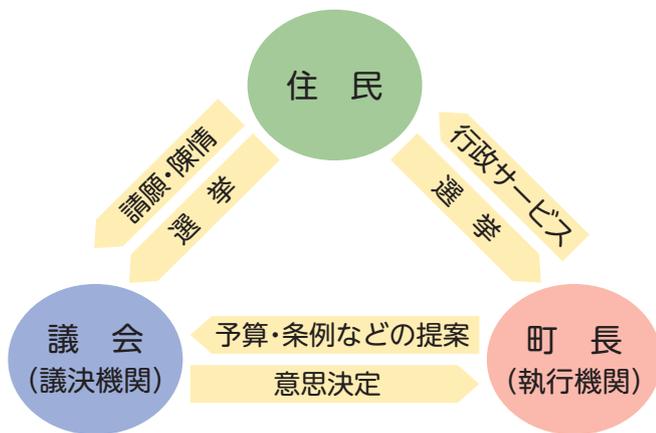


議会

問 議会事務局

▶川北町議会

町民生活に関係するさまざまな問題を話し合い、町の方針を決定する機関(議決機関)です。



▶議員

4年毎に選挙によって町民の中から選ばれます。(議員定数は10人)

▶会議

- 定例会…1年に4回(6月・9月・12月・3月)開催されます。
- 臨時会…必要に応じて開催されます。

▶傍聴

本会議の様子を傍聴することができます。
傍聴を希望される方は、当日議場前にて受付をお願いします。(定員は30人)

▶広報

本会議の記録や一般質問は、川北町ホームページで公開しています。

議会広報紙は、年4回(5月・8月・11月・2月)発行しています。

▶広聴

議会を身近に感じてもらうことと、皆様の意見を議会に反映させる事を目的に、希望される団体と意見交換会を開催しています。

選挙について

問 総務課

私たちの代表者を決める大切な一票です。必ず投票に行きましょう。

▶投票所

投票所は、川北町内に6か所あります。
投票時間は、午前7時から午後8時です。

有権者の方に入場券を郵送します。投票所へ行く際は忘れずにお持ちください。

▶期日前投票所

川北町役場2階会議室に期日前投票所を開きます。
投票日に仕事や旅行などで投票できない有権者が、公示日または告示日の翌日から投票日の前日までの期間に投票できる制度です。

投票時間は、午前8時30分から午後8時です。
郵送された入場券をお持ちください。

※裏面の宣誓書に必要事項が記入されていればスムーズに投票できます。

▶投票できる方

- 日本国民で年齢満18歳以上の方(2016年6月から)
- 3か月以上川北町に住所を有する方

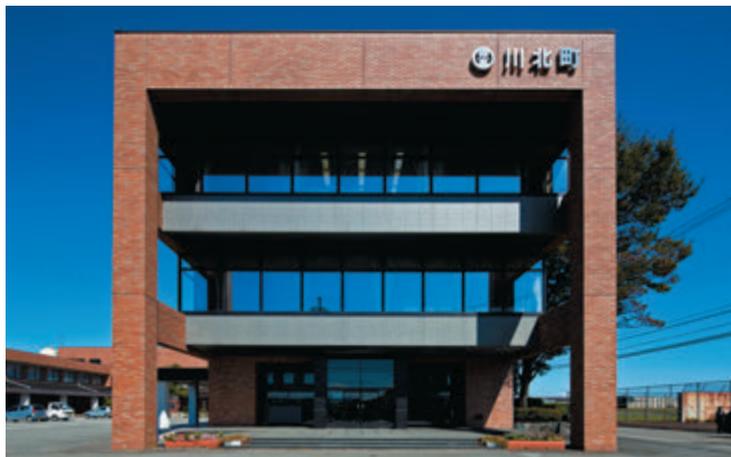
▶不在者投票

投票日当日に、町外の場所に滞在していたり、都道府県が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院または入所して投票日に投票に行くことができないと見込まれる場合は、それぞれの滞在場所や入院または入所している場合において不在者投票をすることができます。

▶郵便投票

郵便により不在者投票のできる方(身体障害者等で郵便投票証明書をお持ちの方)は、投票用紙の請求をすることにより、郵便による投票ができます。





① 川北町役場

コミュニティ施設



② 文化センター



③ 総合体育館・
勤労者体育館



⑤ 武道館



⑥ コミュニティ&
スポーツ公園

川北町 TownMap



能美郡 川北町

郵便番号

以下に掲載がない場合 923-1200

ア 朝日	923-1278
カ 上先出	923-1265
上田子島	923-1269
ク 草深	923-1262
グリーンタウン	923-1261
ケ けやきタウン	923-1261
コ 木呂場	923-1274
木呂場新町	923-1275

サ 三反田	923-1253
サンハイム川北	923-1261
サンハイム三反田	923-1254
サンハイム橋	923-1276
サンハイム中島	923-1252
シ 下先出	923-1266
下田子島	923-1272
下土室	923-1263
ス 田子島	923-1271
橋	923-1276
橋新	923-1277

ツ 土室	923-1261
ト 藤蔵	923-1251
チ 中島	923-1252
なでしこタウン	923-1271
テ 壱ツ屋	923-1267
ひばりタウン	923-1261
ト 舟場島	923-1273
ヤ 山田先出	923-1264
ヨ 与九郎島	923-1268

福祉施設



4 サンアリーナ川北



7 西部地区学習等供用施設
8 東部地区学習等供用施設



9 百寿会館
(老人福祉センター・
中部地区学習等供用施設)



10 保健センター



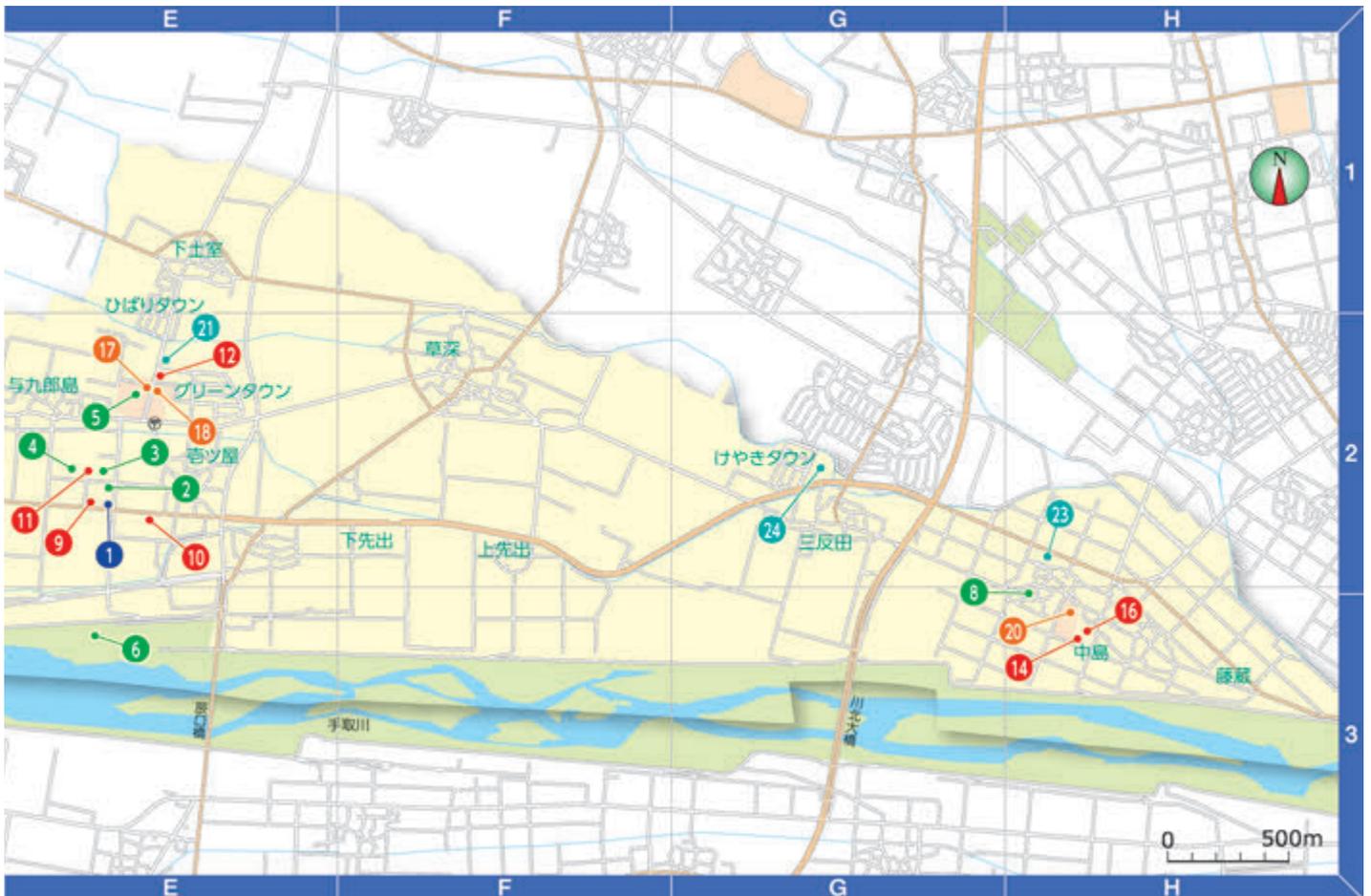
11 ふれあい健康センター
1F 川北温泉
2F 町立図書館



12 川北保育所
13 橋保育所
14 中島保育所



12 川北町児童館
15 西部地区児童館
16 東部地区児童館



教育施設



17 川北中学校



18 川北小学校
19 橋小学校
20 中島小学校

町営住宅



21 サンハイム川北
22 サンハイム橋
23 サンハイム中島
24 サンハイム三反田



川北町 暮らしの便利帳

2019年4月

〈発行〉

川北町役場 住民課

〒923-1295 石川県能美郡川北町字壱ツ屋174番地

TEL. 076-277-1111 (代)

■「川北町 暮らしの便利帳」に掲載の情報は、2019年4月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。